

国の施策等に関する提案・要望

令和5年（2023年）10月

熊本県

本県に未曾有の被害をもたらした平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害においては、地方負担の最小化のため手厚い御支援をいただき、改めて深く感謝申し上げます。

熊本地震から7年余りが経過し、本年7月には熊本地震震災ミュージアム「KIOKU」のオープンに加え、南阿蘇鉄道が全線再開するなど、国の御支援に支えられ、創造的復興の取り組みが着実に進んでいます。

また、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興については、相良村における遊水地事業や中流域での宅地かさ上げ事業の着工など、様々な治水対策が目に見える形で動き出しており、「緑の流域治水」の理念のもと、球磨川流域の安全・安心に向けた取り組みが本格化しています。

このような中、本県では半導体の国内生産強化を目指す国家プロジェクトとして世界的半導体企業TSMCの進出が決定し、現在新工場の建設が進んでいます。さらに、本年6月には同社が第2工場の建設地として、本県を優先的に検討する意向を明らかにした他、国内の半導体関連企業も、本県での新たな投資を相次いで表明するなど、今後更なる企業集積が見込まれます。

TSMCの進出効果を県内はもとより、九州全体に拡げ、新生シリコンアイランド九州の実現を目指すとともに、ひいては我が国の経済安全保障の一翼を担うべく、産学官の総力を結集し、全力で取り組んで参ります。

県民一人一人が、誇りに満ち、夢を持って輝く熊本の実現のためには、国の更なる御支援が不可欠です。

国におかれては、次の事項について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

令和5年10月

熊本県知事

蒲島郁夫

熊本県議会議長

淵上陽一

目 次

熊 本 地 震 関 連

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	1
------------------------	---

内 閣 府

国土強靱化の推進	4
デジタル田園都市国家構想の推進	5
女性の社会参画の加速化	7
あさりの産地偽装対策に対する支援	8
地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ継続的な財源措置	10
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	11
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	14
熊本の未来を担う子どもを安心して産み育てる施策の充実	15

総 務 省

地方税財源の充実確保	17
------------	----

文 部 科 学 省

質の高い教育の提供	20
特別支援教育に係る環境整備	22
誰一人取り残さない社会の実現	23
魅力ある学校づくりの推進	25
G I G A スクール構想の実現	26
教育環境の整備	27
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり	28
安心して私立学校に通える教育環境の実現	29
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現	31
選手育成と地域のスポーツ振興	32

厚 生 労 働 省

長寿で安心して暮らせる施策の充実	34
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	35
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援	38
公務員獣医師の確保	39
新型コロナウイルス不活化ワクチンの早期実用化	41
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組みへの支援	42

農 林 水 産 省

世界と戦えるくまもと農林水産業の実現	43
多様な担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化	46
中山間地域対策の充実強化及び農山漁村の生産基盤に対する支援	49
燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策	52
赤潮被害対策への支援	55

経 済 産 業 省

地震からの着実な復興等に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	58
再生可能エネルギー施設建設に伴う諸課題への対応強化のための交付金制度の創設	60

国 土 交 通 省

公共事業予算の安定的な総額確保	61
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた支援	62
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設	64
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	65
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援	67
地域公共交通（路線バス・地域鉄道）の確保・維持等に対する支援	69
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化	71
並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援	72
阿蘇山直轄砂防事業の促進	73
立野ダムの整備推進	74
阿蘇くまもと空港の機能強化及び天草エアラインへの支援	75
熊本港の整備推進	77
八代港の整備推進	79

環 境 省

ゼロカーボン社会の実現	80
水俣病対策の推進 / 水俣・芦北地域の振興	82
有明海・八代海等の再生	84
国立公園への誘客の推進に関する対策等への支援	86
「持続可能な社会の実現」に向けた市町村における廃棄物処理への支援	87
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	88

警 察 庁

治安基盤の整備充実	89
-----------	----

要望先省庁

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	1		○			○			○	○		○		○		
国土強靱化の推進	4	○	○			○			○			○		○		
デジタル田園都市国家構想の推進	5	○	○		○	○			○							
女性の社会参画の加速化	7		○			○					○		○			
あさりの産地偽装対策に対する支援	8		○									○				
地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ継続的な財源措置	10		○						○							
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	11	○	○					○	○	○				○		○
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	14		○							○						
熊本の未来を担う子どもを安心して産み育てる施策の充実	15		○			○										
地方税財源の充実確保	17		○			○			○				○			
質の高い教育の提供	20									○						
特別支援教育に係る環境整備	22					○				○						
誰一人取り残さない社会の実現	23									○						
魅力ある学校づくりの推進	25									○						
GIGAスクール構想の実現	26									○						
教育環境の整備	27					○			○	○						
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり	28									○						
安心して私立学校に通える教育環境の実現	29					○			○	○						
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現	31									○						

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
選手育成と地域のスポーツ振興	32									○						
長寿で安心して暮らせる施策の充実	34										○					
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	35		○							○	○	○				
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援	38		○								○					
公務員獣医師の確保	39									○	○	○			○	
新型コロナウイルス不活化ワクチンの早期実用化	41										○					
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組みへの支援	42					○					○			○		
世界と戦えるくまもと農林水産業の実現	43											○				
多様な担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化	46											○				
中山間地域対策の充実強化及び農山漁村の生産基盤に対する支援	49											○				
燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策	52											○				
赤潮被害対策への支援	55											○			○	
地震からの着実な復興等に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	58								○				○			
再生可能エネルギー施設建設に伴う諸課題への対応強化のための交付金制度の創設	60												○		○	
公共事業予算の安定的な総額確保	61					○			○			○		○		
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた支援	62	○	○						○					○		
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設	64		○						○					○		
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	65								○					○		

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地方の財政負担の最小化と中長期の財源の確保のための特別な財政措置の継続
- 2 被災者支援制度の更なる延長等
 - (1) スクールカウンセラーの追加配置に係る財政支援の継続
- 3 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等
 - (1) 復旧事業
 - ① 熊本城の復旧事業に係る財政支援の継続
 - ② 大切畑ダムの復旧事業に係る財政支援の継続
 - ③ 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業に係る財政支援の継続
 - (2) 創造的復興事業
 - ① 益城町の復旧・復興を加速させるまちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）に係る財政支援の継続等

【現状・課題・要望内容等】

県及び被災市町村が熊本の再生に向け、熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた取組みを着実に実施できるよう、以下の支援をお願いしたい。

- 1 地方の財政負担の最小化と中長期の財源の確保のための特別な財政措置の継続

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率嵩上げ、それらに合わせた地方財政措置の拡充などの手厚い財政支援を講じていただいた。しかし復旧・復興には長い年月と多額の費用が必要なため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。

熊本の将来の発展に向けて、創造的復興を加速するため、復旧・復興事業についての継続的な財政支援をお願いしたい。
- 2 被災者支援制度の更なる延長等
 - (1) スクールカウンセラー（SC）の全額国庫補助による追加配置の継続

SCの配置については、被災した児童生徒等の心のケア等に係る緊急配置の全額が補助対象となる「災害時緊急SC活用事業」が平成28年度に制度化され、平成29～令和4年度も補助事業者として指定された。令和5年度においてもこれまで同様全額国庫補助の維持が決定しているが、児童生徒の心のケアを推進していくため、令和6年度以降も引き続き制度を継続し、本県をその対象として指定をお願いしたい。
- 3 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等
 - (1) 復旧事業
 - ① 熊本城の復旧事業

県民の誇りであり、本県のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには、長

い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性が必要となる。現在復旧を進めているが、復旧完了は令和34年度（2052年度）となる見込みであることから、熊本城が復旧するまで引き続き復旧に向けた財政支援をお願いしたい。

項目	現行制度	要望内容
熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続	①建造物保存修理事業：90% （通常 65%+災害復旧 20%嵩上げ+5%嵩上げ） ②史跡整備事業：75% （通常 50%+災害復旧 20%嵩上げ+5%嵩上げ）	熊本城の復旧終了まで、災害復旧 20%と5%嵩上げの継続的な財政支援

② 大切畑ダムの復旧事業

大切畑ダムについては、熊本地震による甚大な被害を受けたが、国からの特段の支援をいただき、令和4年度にはダム堤体盛土工事に着手するなど、着実に復旧を進めている。

令和8年度供用開始に向け事業を推進する必要があるため、令和5年度以降も引き続き十分な予算確保をお願いしたい。

③ 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業

災害公営住宅整備事業については、国からの財政支援をいただき、令和2年3月に12市町村68団地1,715戸全てを完成することができた。

入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、通常の公営住宅等整備事業等と同様に社会資本整備総合交付金事業により財政措置されるが、配分率が低下すると、市町村に過度な負担が生じる。

また、災害公営住宅建設に係る起債の償還も必要となることから、市町村における財政負担軽減のため、家賃低廉化事業に係る十分な予算の確保を引き続きお願いしたい。

(2) 創造的復興に係る財政支援の継続

① 益城町の復興まちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）

「益城町の復興なくして熊本地震からの復興はない」との考えから、県と町が一体となって復興まちづくりを進めている。

町に代わって県が施行する益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（約28.3ha：467画地）は、約8割（389画地）の仮換地指定が完了し、令和2年6月から造成工事を終えた宅地の引渡しを進めており、令和5年9月までに約3割（160画地）の引渡しが完了し、被災者の生活再建が進んでいる。残り約7割（307画地）の宅地の早期引渡し、令和9年度の事業完了に向け、計画的に事業に取り組んでいる。

益城中央線街路整備事業（県道熊本高森線4車線化、約3.2km）は、令和5年3月に、約0.8km区間において初めて4車線での供用を開始しており、本年度末の更なる約0.8km区間の供用、令和7年度末の全線供用に向け、着実に整備に取り組んでいる。

町においても、市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、街路事業による幹線道路整備や都市防災総合推進事業による避難路や避難地等の整備を進めており、さらに、区画整理や4車線化等で新たに生み出される魅力的なインフラを最大限に活用した“にぎわいづくり”にハード・ソフト両面から取り組み、まちづくり会社による「にぎわいの核

施設」の整備等を官民連携して進めている。

熊本地震からの創造的復興に関する取組みが実現するまでには時間を要するうえ、円滑な実施のために高度な専門的知識や経験も必要とされることから、早急かつ確実に事業を推進するため、引き続き、予算確保や技術的アドバイス等の地方負担軽減となる支援をお願いしたい。



益城中央被災市街地復興土地区画整理事業



益城中央線街路整備事業

国土強靱化の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 国土強靱化の推進に必要な予算総額の確保と地方財政措置の継続
- 2 国の人員体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

1 インフラ等の老朽化対策など、国土強靱化に向けて、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組みに必要な予算・財源については、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確保いただくとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的かつ安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源の別枠での確保をお願いしたい。

また、令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」の延長及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」の再延長をお願いしたい。

さらに、老朽化した農業水利施設の突発的な事故に対する緊急的な予算が必要な状況が多発しているため、このような状況に迅速かつ柔軟に対応できるよう、手続きの簡素化をお願いしたい。

2 防災・減災、国土強靱化対策を着実に推進するとともに、今後起こりうる大規模災害に備えるため、地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省をはじめとする国の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。

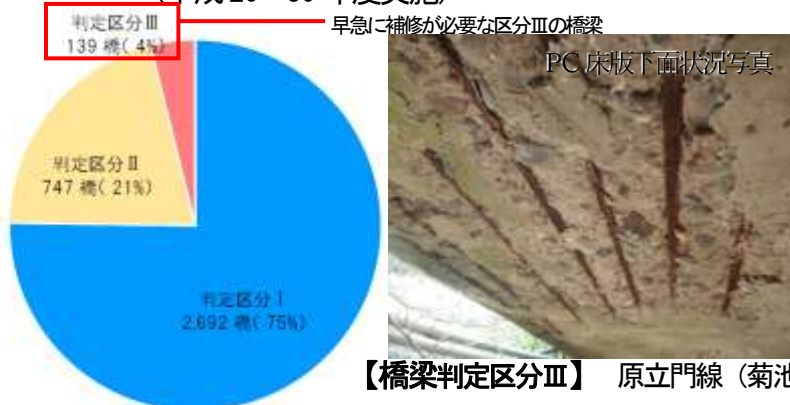
【現状・課題】

1 熊本地震や令和2年7月豪雨など、近年、災害が激甚化・頻発化しており、災害復旧への対応に加え、国土強靱化の取組みも迅速かつ着実に遂行しなければならず、中長期的な見通しのもとで継続的に取り組む必要がある。特に高度経済成長期に整備された橋梁、トンネル、堤防、農業水利施設等の老朽化が進行するインフラについては、計画的な維持修繕や更新、整備が必要である。特に、近年老朽化が進んだ農業水利施設の増大により、突発的な事故が増加しており、現行制度では工事着手まで時間がかかるため、制度の手続きの簡素化が必要である。

2 国土交通省においては、熊本地震における阿蘇砂防事務所の設置や、令和2年7月豪雨における八代復興事務所の設置など、本県で発生した災害からの復旧・復興に御尽力いただいている。今後も全国的に大規模災害の発生が想定されるため、その備えが必要である。

【県管理橋梁の点検結果（判定区分別）】

（平成26～30年度実施）



【県内排水機場の整備更新状況】



令和5年4月現在

デジタル田園都市国家構想の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

- 1 地方創生の実現に向けた地方の取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置
- 2 デジタル田園都市国家構想交付金による強力かつ継続的な財政支援
- 3 エリア・データ連携基盤の運用に対する財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置をお願いしたい。また、令和5年度（2023年度）地方財政計画に計上された「地方創生推進費」（1兆円）について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。
- 2 さらに地方創生の実現に向けた取組みの推進を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金について、地方版総合戦略に掲げる事業を迅速に実施するために必要な予算の安定的な確保を図るとともに、今後もデジタル技術の活用のみならず、地域の特性を活かした幅広い事業に活用できるよう柔軟な対応をお願いしたい。
- 3 デジタル田園都市国家構想の実現には、産学行政により創生されたデータが、広く連携、活用されることが重要である。地域におけるデジタル化、DXを支えるため地方自治体が構築するエリア・データ連携基盤の維持・運営について、財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県は、令和3年（2021年）3月に「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、併せて「熊本県人口ビジョン」を改訂した。また、県内市町村においても、令和4年（2022年）3月までに、全ての団体が第2期の地方版総合戦略の策定を完了している。熊本の地方創生を着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。
- 2 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興を含め、本県の地方創生の取組みを着実に推進するためには、デジタル田園都市国家構想交付金の長期的かつ十分な財源の確保が重要である。また、地方が適切な目標管理の下、創意工夫しながらデジタル技術の活用のみならず、UIJターンの加速等による地方への移住定住の促進、関係人口の拡大などの幅広い施策に柔軟に活用することができるよう、自由度の高い制度としていただく必要がある。
- 3 デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）では、同構想を支えるハード・ソフトの基盤の一つとして、地方自治体にエリア・データ連携基盤の構築を求めている。本県では、県内自治体が共同で運用する県下共通のデータ連携基盤の検討を進めており、現

在、令和6年度の運用開始を目指して準備を進めている。

エリア・データ連携基盤への財政的支援に関しては、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）、総務省「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」等、構築時における支援はあるが、その後の維持、運営に対しての支援はない。

デジタル田園都市国家構想の目指す、地方公共団体と準公共、企業間のデータ連携を行うインフラとしてエリア・データ連携基盤の構築を行った自治体に対し、その運用費についても支援を求めるものである。

女性の社会参画の加速化

提案・要望事項

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

- 1 地域の取組みを幅広く、継続的に支援する制度の充実
- 2 新たな基金の創設等の国の積極的な取組み

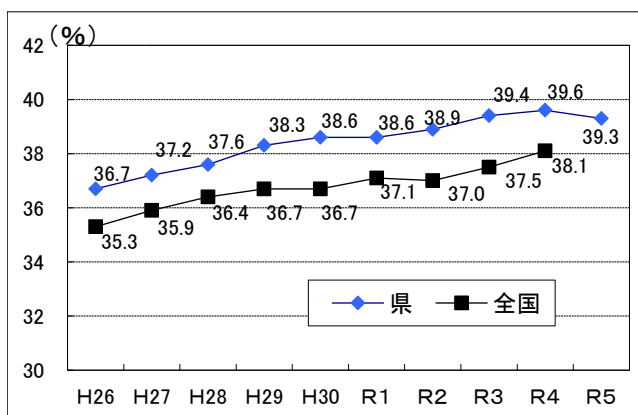
【提案・要望の内容】

- 1 女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず力を発揮できる社会づくりが必要であり、これは全国的な課題である。国におかれては、これまで以上に各地域の実情に応じた様々な取組みを幅広く、継続的に支援する制度の充実をお願いしたい。
- 2 女性が活躍する社会づくりによって、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化する力につながることを期待される。国におかれては、新たな基金の創設等、女性の社会参画加速化を継続的・安定的に進めるための積極的な取組みをお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成27年（2015年）に全国初となる「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、男女が共に働きやすい環境整備などの施策を進めている。女性が輝き、力を発揮できる社会づくりを進めるためには、特に企業や働く男女及び女性の意識改革を促すとともに、働く環境を改善することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う女性の経済的困窮や就労問題、DVの増加など、女性を取り巻く課題解消に継続して取り組む必要がある。
- 2 本県では、上記戦略の成果目標の達成に向け、国の地域女性活躍推進交付金を活用し各種取組みを推進しているが、同交付金は令和7年度で失効する法律に基づいており、更に①事業の一部不採択、②事務手続きが煩雑等の理由で、継続利用が困難なものとなっている。このため、同交付金を地域の実情に合わせて活用しやすくするほか、女性が活躍する社会づくりを継続的・安定的に進めるための新たな基金の創設等、国において積極的に取り組んでいただきたい。

【審議会等委員に占める女性の登用率】



本県は39.3%（R5.3月現在）と、全国平均を上回る傾向にあるものの、引続き女性登用等の取組みを行う必要がある。

【交付金を活用した事業】



九州知事会 人材活躍PTの取組である「女性のロールモデル発信プロジェクト」(YouTubeチャンネルを開設し情報発信)

あさりの産地偽装対策に対する支援

提案・要望事項

【内閣府、農林水産省】

- 1 資源回復に向けた生産技術の早期普及と取組支援
- 2 国によるトレーサビリティ制度の構築
- 3 迅速な流通・販売調査の実施と取締りの徹底
- 4 書類保存の義務化
- 5 育成（養殖）あさりの表示義務化

【提案・要望の内容】

- 1 産地偽装が行われる背景には、天然あさりの減少があり、今後、産地偽装を根絶するためには、天然あさりの資源回復が必要である。
このため、水産庁で行われた技術開発のうち、干潟に高密度に発生したあさり稚貝を移植するなどして着実に生産へつなげる手法など、あさり資源の回復に効果があると認められたものについては、速やかに現場普及を行うとともに、展開に当たって必要となる予算措置を行うなど、積極的な支援をお願いしたい。
- 2 国において、産地偽装を防ぐため、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物等におけるトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。
- 3 農林水産省の全国調査で判明した疑義案件の迅速、徹底的な調査と取締りを行っていただきたい。
熊本県産あさりの出荷再開後における流通・販売の全国調査の実施及び調査の中で判明した疑義案件への迅速、徹底的な調査、取締りを関係省庁が連携して行っていただきたい。
- 4 あさりの原産地表示に関する書類の保存義務化について、食品表示法などにおいて法的に位置付けるとともに、保存期限についても、一定期間（3年間程度）を設定していただきたい。
- 5 外国産あさりを国内で育成（養殖）し、「長いところルール」を適用して育成地を原産地として表示するあさりについては、消費者が純粋な国産あさりと明確に区別できるような表示を義務化していただきたい。

【現状・課題】

- 1 あさりの資源回復に向けては、国や有明海沿海の3県と連携して有明海の産卵用母貝団地の形成に取り組み、その効果として、浮遊幼生の発生数は増加傾向にある。しかしながら、稚貝から成貝になる前に漁場から消失することから、生産につながっていない。
このような中、水産庁において、高密度着生稚貝を低コストに移植する技術や、漁業者の利便性を考慮した技術開発が進められており、得られた成果については、早期に現場普及を行うとともに、展開に当たって必要となる予算措置を行うなど積極的な支援が必要である。

2 農林水産物に対する消費者からの信頼を得ていくためには、国内産、外国産問わず産地を正しく表示する仕組みを構築することが不可欠である。熊本県産あさりについては、本県独自の流通・販売体制の仕組みづくりを行い、その信頼性向上に努めているところであるが、本県だけの取組みには限界がある。そのため、国においては、あさを始め、輸入品と競合する農林水産物及びその加工品において、トレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。

3～5

令和4年2月8日に、あさりの産地偽装対策に関する緊急要望を行ったが、その結果、同年3月30日付で国は、蓄養を「長いところルール」から除外する見直しを行った。

しかしながら、引き続き長いところルールが適用される場合があり、産地偽装を根絶するためには、育成（養殖）や蓄養、さらにはいわゆる下関ルートなどを悪用した産地偽装が起らないよう取り組む必要がある。

令和4年4月11日に農林水産省及び消費者庁へ追加要望を実施。（今回要望事項と同内容）

- ① 迅速な流通・販売調査の実施と取締りの徹底
- ② 書類保存の義務化
- ③ 育成（養殖）あさりの表示義務化

地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ継続的な財源措置

提案・要望事項

【内閣府、財務省】

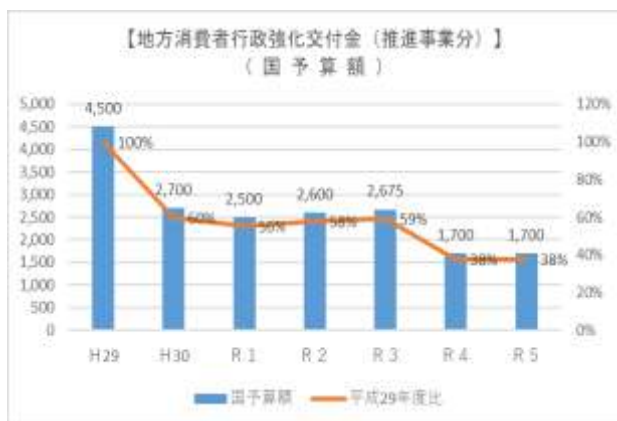
- 1 地方消費者行政の充実・強化のための恒久的な財源措置
- 2 地方消費者行政強化交付金の制度充実及び相談業務DX化に伴う交付金確保

【提案・要望の内容】

- 1 消費生活センター・消費生活相談窓口の運営や都道府県及び市区町村の相談員確保など、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限までの所要額の総額を確保するとともに、活用期限後も地方消費者行政を充実・強化できるよう、将来にわたる安定的かつ継続的な財源措置をお願いしたい。
- 2 地方消費者行政強化交付金（強化事業分）の交付対象の拡充など、制度の充実を図っていただくとともに、国が求める消費生活相談のDX化に必要な整備費用・運営経費や消費生活相談員の処遇改善等に係る費用について、国からの特段の財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の令和5年度予算額は、国の交付金制度改正前の平成29年度と比較すると、全国ベースで約38%まで減少し、これに伴い、令和5年度の推進事業分の本県配分額は、平成29年度と比べて約35%まで減少している。県及び市町村でこれまで同事業によって進めてきた事業については、一部中止・縮小を余儀なくされている状況であり、また、活用期限後の相談員人件費確保も大変懸念される。
- 2 地方消費者行政強化交付金（強化事業分）については、地方消費者行政の根幹である消費生活相談員人件費への活用ができないなど、対象事業が限定的であり、地方消費者行政の充実・強化を図るには制約の多いものとなっている。また、国から相談業務のDX化の導入経費について、新たに地方負担が求められているが、DX化の導入・運営には、相応の費用負担が見込まれるため交付金等の確保が不可欠である。



「九州を支える広域防災拠点構想」の推進

【内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省】

提案・要望事項

- 1 南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災訓練への継続的な技術的支援及び財政支援
- 2 広域防災拠点に位置付けられている阿蘇くまもと空港の機能強化
 - ① 国による阿蘇くまもと空港の機能強化や広域支援体制の整備
 - ② 阿蘇くまもと空港と高遊原分屯地の連絡通路の確保及び分屯地駐機場の強化
- 3 九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の早期整備
- 4 令和6年度の「世界津波の日」高校生サミット及び防災推進国民大会の開催に係る財源の確保や国内外へ向けた開催のPR・周知

【提案・要望の内容】

- 1 「九州を支える広域防災拠点構想」を掲げる本県では、南海トラフ地震発生時に甚大な被害が想定される大分県、宮崎県と連携し、令和5年10月21日に、県境を越えた広域的な防災訓練を初めて実施した。

大規模広域災害発生時に被災県への実効的な支援を行うことができるよう、本県の広域防災拠点としての機能を高めるためには、実践的かつ効果的な訓練を今後も繰り返し実施していくことが必要。そのため、訓練に係る国からの継続的な技術支援及び財政支援をお願いしたい。
- 2
 - ① 国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、救助活動や航空輸送を担う大規模な広域防災拠点として阿蘇くまもと空港が位置付けられている。阿蘇くまもと空港が広域防災拠点としての機能を十分に発揮できるよう、国においては、空港運営権者と連携し、救援物資及び燃料の保管施設の確保など空港の機能強化とともに、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所の確保など、大規模災害時の広域的支援体制の整備をお願いしたい。
 - ② 阿蘇くまもと空港と隣接する高遊原分屯地を結ぶ連絡通路の確保や、分屯地に大型輸送機が駐機可能となるよう駐機場の強化をお願いしたい。
- 3 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の整備推進をお願いしたい。
 - 九州中央自動車道
 - ・「山都中島西IC～山都通潤橋IC」間の1日も早い開通、「矢部清和道路」及び「蘇陽五ヶ瀬道路」の事業推進、「清和～蘇陽」間の早期事業化
 - 中九州横断道路
 - ・「熊本北～下硯川」間（熊本環状連絡道路）及び「大津～大津西」間の早期事業化、「大津熊本道路」の早期完成に向けた有料道路制度の活用検討と事業加速化、「滝室坂道路」の供用年度の明示と早期完成、「竹田阿蘇道路」の早期整備

4 令和6年に本県で開催する「世界津波の日」高校生サミットにおいて国が実施する海外高校生招聘事業やスタディーツアー、及び国が開催する防災推進国民大会に係る経費について、十分な予算の確保をお願いしたい。

また、サミット開催に向けた世界各国へのPR周知や防災推進国民大会の全国への周知をお願いしたい。

【現状・課題】

1 令和5年1月に国の地震調査委員会において南海トラフ地震が今後20年以内に発生する確率が60%に引き上げられるなど、大規模広域災害への対応力の確保が急務。

本県においては、令和5年10月21日に初めて南海トラフ地震を想定した広域的な訓練を実施し、内閣府防災から訓練計画への助言等の技術的支援をいただいている。今後も、繰り返し訓練を実施し練度を高めていくためには、国の技術支援及び財政支援が必要。

2 本県は「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に総合防災航空センターや防災駐機場等を整備した。また、令和5年5月には、九州における広域災害対応を見据えた新たな県防災センターの運用を開始した。

阿蘇くまもと空港については、耐震化などの整備が行われているが、広域防災拠点として備蓄物資や受入体制の確保等の機能強化が必要。また、自衛隊高遊原分屯地についても、阿蘇くまもと空港と隣接する道路を連絡通路として活用できないか検討が行われているが、省内調整等に時間を要している状況。また、駐機場の強化についても予算化に至っていない。

南海トラフ地震発生の可能性を考えると、拠点機能の強化を早急に推進する必要があるため、国として取組みを加速していただく必要がある。

3 九州の広域防災拠点としての本県の機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路の整備が急務である。

九州中央自動車道では、山都中島西IC～山都通潤橋IC間において今年度の開通が予定されており、「矢部清和道路」及び「蘇陽五ヶ瀬道路」においても事業が進捗している。すでに計画段階評価が完了している清和～蘇陽間を早期に事業化していただき、全線の開通に向け事業を加速化する必要がある。

中九州横断道路においては、「滝室坂道路」及び「竹田阿蘇道路」の早期開通に向け工事を推進していただくとともに、今年度から工事に着手された「大津熊本道路」の更なる整備推進、そして、計画段階評価が完了している「熊本北～下硯川」や「大津～大津西」を早期に事業化していただき、整備を加速化する必要がある。

4 令和6年10月に、本県で開催を予定している「世界津波の日」高校生サミットにおいては、50カ国500人を超える高校生が熊本に集う見込み。国内外の高校生が、熊本地震や令和2年7月豪雨の教訓を学ぶことにより、将来、地域の防災・減災のリーダーとなり、さらにはグローバルに活躍できる人材へと成長していくことが期待される。

開催に当たっては、内閣府が主催する防災推進国民大会と併せた一連の取組として「防災ウ

ィーク」としてPRし、大規模災害に対する備えや自助・共助による防災・減災意識の向上を図ることとしている。

この両事業については、過去の大会にも増して、より充実したものとなるよう本県においても取組みを進めているところであるが、国においてもより一層の事業の充実や周知、PRが不可欠である。

公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省】

- 1 公立社会教育施設の災害復旧等に対する新たな国庫補助制度の創設
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加

【提案・要望の内容】

- 1 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する新たな国庫補助制度創設をお願いしたい。
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成28年熊本地震では公立社会教育施設に甚大な被害が生じたが、現行制度では激甚災害法に基づく特定地方公共団体の基準に該当しない場合は、被害が生じていても災害復旧補助制度の適用がなく、自治体負担が大きくなっているため、速やかな復旧が困難な状況である。
- 2 公立社会教育施設は、平成28年熊本地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしている。地域における防災拠点としての公立社会教育施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては特定地方公共団体の基準に該当しない市町村でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公共土木施設等と同様に扱うべきであると考えている。

項目	現行制度	要望内容
① 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設	国庫補助制度なし	新たな国庫補助制度の創設
② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加	対象外	対象事業への追加

熊本の未来を担う子どもを安心して産み育てる施策の充実

提案・要望事項

【内閣府、総務省】

- 1 こども・子育て政策の充実に係る地方財政支援
 - (1) 経済的負担軽減のための、幼児教育・保育及び放課後児童クラブの無償化
 - (2) 保育士等配置に係る新たな加算制度の創設
 - (3) 人口減少地域における安定した保育所運営のための支援制度の拡充
 - (4) 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設
- 2 先天性代謝異常等検査の公費検査対象疾患の追加

【提案・要望の内容】

- 1 こども家庭庁の創設を機に、本県としても市町村と連携しながらこども・子育て政策の充実に図る必要がある。地域間格差が生じることのないよう地方財政措置の拡充を含めた子ども関連予算を拡大するとともに、特に以下の項目について、財源の安定確保及び制度の拡充をお願いしたい。
 - (1) 子育てに係る経済的負担を軽減し、切れ目なく全ての子育て世帯を応援するため、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない住民税非課税世帯以外の子どもの保育料や、所得に関係なく発生する放課後児童クラブの利用料について無償化をお願いしたい。
 - (2) 幼児教育・保育の質の向上や、特別な配慮を要する子どもの増加等により、保育士一人当たりの負担が増加していることから、現行の配置基準よりも多く保育士等を配置した場合の新たな加算制度等（1歳児の配置を6：1→4：1等）の創設をお願いしたい。
 - (3) 人口減少地域においても安定的に運営できるよう、利用児童数20名に満たない保育所でも、小規模保育所と同程度の運営費給付を受けられるよう、公定価格の見直しを行うなど支援制度の拡充をお願いしたい。
 - (4) 子どもに対する医療費助成については、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じており、自治体によって子供が受けられる助成内容に差が生じることは望ましくないため、国において全国一律の子どもの医療費助成制度の創設をお願いしたい。
- 2 新生児のうちに先天性代謝異常等を早期に発見し、早期に治療・療育することで重篤な症状や心身の障がい、発達不良等を予防し、子どもの健やかな成長を促すため、現在の公費検査20疾患に加えて、脊髄性筋萎縮症（SMA）、重症複合免疫不全症（SCID）、ライソゾーム病（LSD）について、公費検査の対象項目として追加していただきたい。

【現状・課題】

1 国は「こどもまんなか社会」を目指すとされており、令和5年6月13日に「こども未来戦略方針」を公表し、こども家庭庁のリーダーシップのもと、「加速化プラン」として今後3年間の集中的な取組みを示したところである。こども・子育て政策の強化においては、その役割の多くを担う地方自治体の課題を一緒に解決し、支援していくことが重要であり、そのためには十分かつ安定した財源の確保が必要である。

(1) 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども等が対象とされたが、0歳から2歳までの住民税非課税世帯以外の子ども等は対象となっておらず、保護者に経済的負担が生じている。

また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの計画的な整備が進められているものの、放課後児童クラブ利用料は無償化制度がなく、全ての留守家庭の児童が利用できる状況になり、小学校入学とともに、放課後児童クラブの利用料が所得に関係なく発生するため、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯など、やむを得ず子どもが一人で留守番をするケースも多い。

(2) 保育士の配置基準については、3歳児は給付費等の加算制度(20:1→15:1)が設けられているが、それ以外の年齢の児童については加算制度がなく、保育士一人当たりの負担が大きくなっている。また、乳児及び1・2歳児の保育所等への入所が増加している中、調理従事職員についても離乳食や食物アレルギーへのきめ細かな対応が求められている。よって、保育士及び調理従事職員の加算制度の創設により、負担軽減を図る必要がある。さらに、無償化等に伴う事務量の増加による負担が増している事務職員についても専任職員1名分の人件費の確保をお願いしたい。

(3) 保育所については、公定価格の基本分単価の区分が20人以上からとなっており、人口減少により、児童数が20人に満たない保育所は経営維持が難しくなっていることから、20人未満の基本分単価の区分設定をするなど、支援制度の拡充が必要である。

(4) 子どもに対する医療費助成については、令和5年4月1日現在で、16府県が入院・通院にかかる医療費を就学前まで助成しており、29都道府県が入院または通院にかかる医療費の助成対象を小学生以上とするなど全国的な取組みとなっているが、各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているのが現状。

自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じ、自治体によって子どもが受けられる助成内容に差が生じることは望ましくないため、国において全国一律の子どもの医療費助成制度の創設が必要である。

2 先天性代謝異常等検査においては、現状20疾病が公費検査対象。熊本県は検査機関との連携のもと、県内産科医療機関の協力により、全国で最も早く拡大スクリーニングの検査体制を確立し、SMA、SCID、LSDの3疾病への検査について全国初の公費助成を実施している。先天性代謝異常等の早期発見、早期治療を進めるために、上記3疾病については全国的な公費検査の対象項目として追加が必要である。

地方税財源の充実確保

【内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

提案・要望事項

- 1 地方一般財源総額の充実確保
- 2 持続可能な地方交付税制度の確立
- 3 人口増加市町村に対する的確な地方財政措置
- 4 安定的な地方税体系の構築
 - ① 固定資産税における償却資産課税の現行制度堅持
 - ② ゴルフ場利用税の堅持
 - ③ 将来的な自動車関係諸税の見直しの際の地方税財源の確実な確保
 - ④ 収入金額課税制度の堅持
- 5 過疎対策の充実強化

【提案・要望の内容】

1 地方一般財源総額の充実確保

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、地方一般財源総額が 2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、令和 5 年度地方財政対策及び骨太 2023 においても同じ方針が継続された。今後も社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任を持って、地方創生、人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災事業、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、今後も地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な不可欠な地方一般財源総額を充実確保していただきたい。

2 持続可能な地方交付税制度の確立

地方交付税については、引き続き、本来の役割である財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保していただきたい。

また、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実に確保いただきたい。

3 人口増加市町村に対する的確な地方財政措置

地方交付税の算定において、宅地化が進む大都市周辺市町村の人口増加に見合った地方財政措置を講じていただきたい。

4 安定的な地方税体系の構築

- ① 固定資産税における償却資産課税は、市町村財政を支える安定した基幹税であることから、税制改正の中においても現行制度を堅持していただきたい。
- ② ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在地における特有の行政需要に対応していること、また、市町村にとっても貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持していただきたい。
- ③ 自動車関係諸税について、今後の検討にあたっては、自動車関係諸税が道路ネットワークの改良や維持補修をはじめとする地方の行政サービス提供のために貴重な財源であることを十

分に踏まえ、地方財政に影響を及ぼすことがないよう税財源を確実に確保していただきたい。

- ④ 収入金額課税は、行政サービスの受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税政の安定化にも大きく貢献するとともに、地方自治体から多大な行政サービスを受益している大規模施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持していただきたい。

5 過疎対策の充実強化

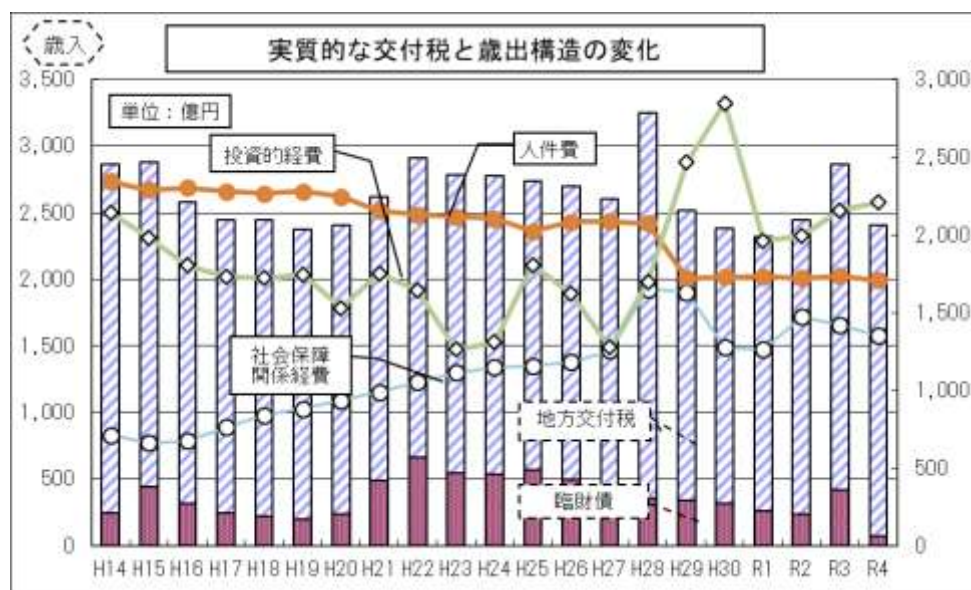
人口減少や少子高齢化の進展等により、過疎市町村を取り巻く状況は厳しさを増す中でも、過疎地域自立促進市町村計画に基づき、水道未普及地域の解消など、必要な生活基盤の整備に対応するにあたり、過疎対策事業債（ハード分）の必要額を確保していただきたい。

また、産業の振興、保健・福祉、通信・地域間交流、教育の振興など、様々な分野に活用できる過疎対策事業債（ソフト分）について、限度額を引き上げるとともに、必要額を確保していただきたい。

【現状・課題等】

1 地方一般財源総額の充実確保、2 持続可能な地方交付税制度の確立

- 地方が責任をもって地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。
- これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。
- このような対応が限界に近づいている状況下、平成 28 年熊本地震という未曾有の災害に見舞われ、さらに、新型コロナウイルス、令和 2 年 7 月豪雨災害と、3 つの大きな困難に直面している。熊本地震や豪雨災害に係る県債償還が本格化しており、財政運営については、厳しい状況にある。



3 人口増加市町村に対する的確な地方財政措置

- 県全体としては人口減少が進む一方で、大都市周辺で宅地化が進んでいる市町村では人口が増加しており、これに伴い、保育所や学校の施設整備、予防接種、子ども・子育て支援や

道路等のインフラ整備、都市計画等に係る財政需要が大幅に増大している。

4 安定的な地方税体系の構築

- ① 市町村税の基幹税目である償却資産課税の縮減・廃止は、市町村の財政運営に極めて重大な影響を及ぼすことから、地方六団体からも現行制度堅持、特例措置の確実な終了等の強い要請が行われている。

※償却資産に対する固定資産税収入

全国：1兆8,595億円 県内市町村：250億円（令和4年度決算・速報値）

※県内市町村税総額に占める割合は約10.1%

- ② ゴルフ場利用税の県税収は、約6億円（令和4年度決算）

ゴルフ場利用税の7割は、ゴルフ場所在の市町村へ交付されている。本県のゴルフ場所在市町村の多くは中山間地域であり、とりわけ財政基盤が弱い市町村にとっては、貴重な財源となっている。

- ③ 自動車関係諸税は県税収入の基幹税であり、環境性能割の税率の適用区分見直しやグリーン化特例の延長などは、道路ネットワークの維持・改良をはじめとする行政サービスを提供する地方の財政に多大な影響を及ぼすため、確実な財源の確保を求めるもの。

令和5年度与党税制改正大綱において「受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」「具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。」こととされている。

- ④ 収入金額課税は、行政サービスの受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

大規模な発電施設や液化ガス貯蔵施設等は、周辺環境への負荷が大きく、周辺道路の整備・維持管理、災害防止対策など、多大な行政サービスを受益している。また、電気・ガス供給業に関しては、令和2年度・4年度税制改正において、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところである。

令和5年度与党税制改正大綱において、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされている。

5 過疎対策の充実強化

過疎対策の主な財源である過疎対策事業債（ハード分）について、県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は、令和元年度が86.4%、令和2年度が75.7%、令和3年度が99.9%、令和4年度が89.8%という状況にある。また、過疎対策事業債（ソフト限度額超分）に対する内示率は、令和元年度が35.6%、令和2年度が0%、令和3年度が44.8%、令和4年度が43.4%であり、財政基盤が弱い過疎市町村において財政負担が増している。

単位：百万円

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度(一次協議)		
	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率
過疎債（ハード分）	13,246.6	11,438.9	86.4%	16,918.0	12,814.1	75.7%	11,119.2	11,109.9	99.9%	18,877.1	16,947.6	89.8%	14,452.5	11,633.1	80.5%
過疎債（ソフト限度額超分）	399.9	142.4	35.6%	335.8	0.0	0.0%	147.5	66.1	44.8%	168.1	72.9	43.4%	-	-	-

質の高い教育の提供

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 学校における働き方改革及び教員不足解消に向けた取組の更なる推進
- 2 教員採用選考試験の全国共同実施に向けた取組の推進
- 3 少人数学級によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備等
- 4 学校現場における支援体制強化

【提案・要望の内容】

- 1 各校種に係る標準法定数の改善を図るとともに、業務改善や効率化などの学校における働き方改革及び教員不足解消に資する地方自治体の取組に係る財源確保をお願いしたい。
- 2 国において予定されている教員採用選考第一次考査の全国共同実施については、地方の財政負担に配慮しつつ、早期実現に向けた検討を進めていただきたい。
- 3 児童生徒の学力向上及び教員の質の向上のために以下の改善をお願いしたい。
 - (1) 小学校 35 人以下学級導入に伴う財政支援及び中学校 35 人以下学級の導入
 - (2) 特別支援学級の学級編制の標準の引き下げ
 - (3) 少人数指導に係る指導方法工夫改善加配総数の維持及び通級指導・日本語指導教室のための加配の基礎定数化における要件緩和
 - (4) 専科指導加配における指導者や授業時数に係る要件緩和
 - (5) 水産系高校の実習船船員の標準法算定の対象化や加配措置創設等による財政支援
- 4 地震等で被災した児童生徒への支援体制の充実のための加配措置を継続していただきたい。
また、学校現場における障がい者の雇用促進のため、新たな加配措置など合理的配慮に係る人員配置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 全国的に問題となっている教員不足は本県においても深刻化しており、教職員の定数増の前提として、働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。
本県でも教育職員の在校等時間に関する「上限方針」を定め、業務量の適正な管理等に取り組んでいるが、令和4年度調査では、月45時間超の教職員が31.7%であり、上限時間の範囲内としていくためには、業務見直し及び教職員の配置増などマンパワーの充実が不可欠である。
このため、外部委託やDXを活用した業務改革、教員のイメージアップのための取組等に関する十分な予算措置が必要である。
- 2 文部科学省が令和5年5月31日に提示した教員採用試験の今後の方向性において、教員採用選考（第一次考査）の早期化、複数回実施に加え、全国共同実施の実現可能性に係る調査・検討の必要性がうたわれている。
現在は、各県独自に第一次考査の問題を作成しており、業務負担が大きい。第一次考査が全国共同で実施され、全国統一の問題が提供されれば、問題作成に係る各県の事務負担軽減に資すると考えられる。
- 3 (1) 小学校35人学級に伴い十分な教室数が必要となるため、教室確保等学校施設の整備に対して十分な予算措置が必要である。また、令和3年度から中学校1年生で県独自に35人学級編制を導入している。教育の質の向上には35人以下学級の推進が効果的であり中学校でも学級規

模の適正化に向けた定数改善が必要である。

(2) 本県では、特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加し、学級数が年々増加していることから、よりきめ細かに個に応じた指導ができるよう教職員数の増員が必要である。

【参考】特別支援学級数の推移（※熊本市を除く。(R5. 5. 1 時点)）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小中計	729	761	805	844	869	911	976	1022	1059	1091	1104

(3) 本県では、基準に満たない200人未満の小規模な小・中学校が全体の約6割を占めているため、今後基礎定数化が進むことで加配数の減少が想定される。また、通級及び日本語指導加配の基礎定数化においても、小規模校が多い本県では、広範囲の小・中学校を担当することになり支援ニーズに的確に対応できなくなるおそれがある。

(4) 小学校英語教育及び教科担任制推進分の専科指導に係る加配要件として、高い専門性及び指導に加え、24時間以上という専科教員1人あたりの担当授業時間数が求められている。小規模校を多く有する本県においては、兼務により業務を行うことから、十分に配置できない状況である。

(5) 実習船の船員が標準法の対象外では、地方財政が厳しくなる中、公立の水産・海洋系高等学校から、日本の水産・船舶業界に貴重な人材を供給することが困難になりつつある。

4 熊本地震や令和2年7月豪雨からの教育の復旧・復興には、被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が引き続き不可欠である。

また、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の採用を進めるとともに、県独自に障がいを有する事務補助員を雇用している。今後、法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえ、新たな加配や障がいを有する教職員をサポートする支援員等、合理的配慮に係る人員配置が必要である。

特別支援教育に係る環境整備

提案・要望事項

【総務省、文部科学省】

「特別支援教育支援員」配置のための財源確保

【提案・要望の内容】

発達障がい等の特別な支援が必要な児童生徒の学びを支援するため、地方財政措置として財政支援をしていただいている「特別支援教育支援員」の配置人数の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

(1) 下表に示したとおり、特別支援教育支援員に係る地方財政措置の状況としては、小・中学校の2.13人/1校に対し、高等学校は0.23人/1校という状況であり、高等学校におけるニーズに十分な配置ができていない状況である。このことに加え、本県では、特別な教育的ニーズのある生徒の県立高等学校への入学は年々増加傾向にあり、日常生活動作において全介助が必要な肢体不自由のある生徒や医療的ケアの必要な生徒等、特別な教育的ニーズはより重度化・多様化・複雑化している。

【表】

公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校における特別支援教育支援員の地方財政措置人数の推移									
※令和5年度の総設置園(校)数は不明のため、令和4年度と同数で計算しています。									
【全国】	幼稚園			小・中学校			高等学校		
	総設置園数	地財措置人数	割合	総設置校数	地財措置人数	割合	総設置校数	地財措置人数	割合
平成28年度	4,579	6,500	1.42	29,588	46,800	1.58	3,620	500	0.14
平成29年度	4,505	6,900	1.53	29,368	48,600	1.65	3,606	500	0.14
平成30年度	4,391	7,600	1.73	29,154	55,000	1.89	3,594	500	0.14
令和元年度	4,217	7,800	1.85	28,894	56,600	1.96	3,582	600	0.17
令和2年度	4,083	7,900	1.93	28,664	57,000	1.99	3,570	900	0.25
令和3年度	3,966	8,200	2.07	28,587	56,900	1.99	3,556	900	0.25
令和4年度	3,833	8,400	2.19	28,394	58,100	2.05	3,524	800	0.23
令和5年度	3,833	8,200	2.14	28,394	60,500	2.13	3,524	800	0.23

(2) 上表にあるとおり、小・中学校における地方財政措置による配置数は、60,500人であるが、令和5年度の文科省調査によると、全国の小・中学校で配置している実数は、61,865人(内訳:小学校48,472人、中学校13,393人)であり、全国でも約1,300人は市町村予算による配置が行われている状況である。本県の市町村においても同様に市町村予算による配置が実施されており、その負担が増大していることから、県に対して財政支援を求める要望があがっている。

誰一人取り残さない社会の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 中学校夜間学級（夜間中学）設置への支援等
- 2 フリースクールに係る支援制度の創設
- 3 日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援員配置に係る補助制度の創設
- 4 学びの保障のための学習指導員増員

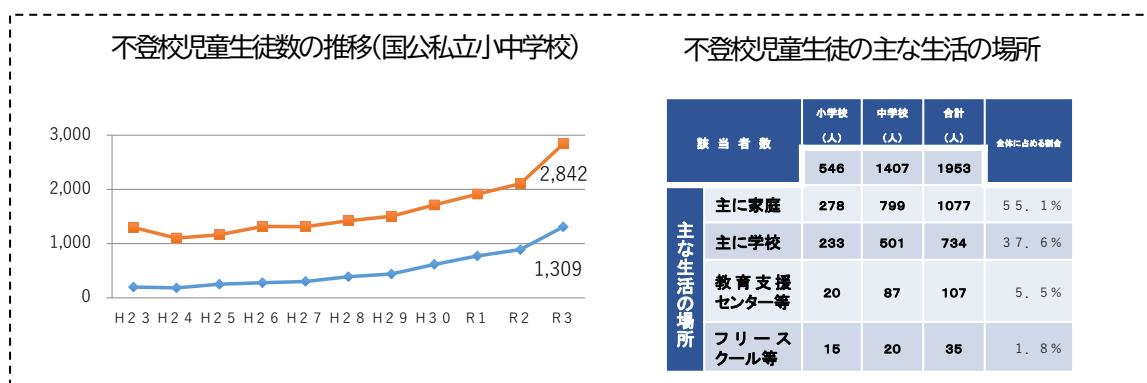
【提案・要望の内容】

- 1 文部科学省事業である夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）について、補助額上限の引き上げ及び年間学校運営費の補助期間の延長をお願いしたい。
- 2 不登校児童生徒の学校以外の教育の場として、利用者が増加傾向にあるフリースクールの運営費やそこに通っている保護者等への支援制度の創設をお願いしたい。
- 3 日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援員配置に係る補助制度の創設をお願いしたい。
- 4 「補習等のための指導員等派遣事業」の予算額の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では、令和6年4月の開校を控え、これまでにハード、ソフト両面で多額の費用を負担している。県立の夜間中学として、県下全域において学びを必要とされる方々に学びを保障するためには、ICT機器整備や通学補助等のさらなる費用負担が想定される。このため、国において補助上限額の引上げ及び補助期間の延長が必要である。
- 2 近年、本県においてもフリースクールに通う児童生徒が一定数存在しており、平成30年度から市町村教育委員会とフリースクールを交えた連絡協議会の開催やフリースクールの情報を不登校児童生徒保護者に提供するなどの連携を図っている。

現在、フリースクールは不登校児童生徒の安定的な居場所の確保に一定の役割を担っているが、各施設からは運営状況が厳しいとの声も挙がっており、保護者負担の軽減も必要であることから、民間施設や保護者に対して財政支援ができる支援制度が必要である。



- 3 本県内で日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、令和6年度からのJASSM操業開始に伴い、更なる増加が予想される。日本語指導ができる人材の確保は、市町村教育委員会が独自で対応している状況であることから、市町村が直接申請できる補助制度の創設など、財政支援の充実が必要である。

【日本語指導に係る県内の状況】

(令和3年5月1日現在)

	小学校	中学校	義務教育
学校の総数	237校	116校	2校
日本語指導が必要な外国・日本国籍の児童生徒が在籍する学校数	24校	27校	0校
日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数	20人	12人	0人
日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数	25人	19人	0人

- 4 小学校低学年での学びをいかに充実させるかが、その後のすべての子供たちの学力向上に大きく影響する。全国的な教員不足の中で、小学校の早い段階で低学力層へのきめ細かな学習指導を充実させるために、市町村における学習指導員（支援員）の配置を後押しすることはとても大切である。しかしながら、「補習等のための指導員等派遣事業」については、本県の希望する額に対して内示額が例年大幅に下回り、県と市町村に超過負担が生じているため、国予算の増額が必要である。

魅力ある学校づくりの推進

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に係る事業費の確保
- 2 高校生キャリアサポート事業に係る事業費の確保
- 3 国際バカロレア教育に係る財政支援及び加配措置

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」の事業について、指定の継続、指定枠の拡大及び十分な事業費の確保をお願いしたい。
(2) 「創造的教育方法実践プログラム事業」等の国指定事業について、指定枠の拡大と事業費の確保、加配措置をお願いしたい。また、国の指定が終了する「COREハイスクール・ネットワーク事業 (以下、「CORE事業」という。)」、「マイスター・ハイスクール事業 (以下、「MHS事業」という。)」についても、国による継続した事業費の支援をお願いしたい。
- 2 高校生キャリアサポート事業及び熊本県特別支援学校キャリアサポート事業に伴う「教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業)」に関し、交付申請に応じた十分な事業費の確保をお願いしたい。
- 3 国際バカロレア認定に関し、申請及び認定後のプログラム運営に係る新規の財政支援と、認定後の学びの効果を最大限発揮するための加配措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では各種指定校を「熊本スーパーハイスクール (KSH)」と位置付け、合同研究発表会や教員向けの研修を行い、特に「探究活動」の充実における先導役となっている。
高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に向け、現在の指定校の指定の継続と、更なる指定枠の拡大、これらの先進的な取組が可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。
また、本年度末で国指定が終了するCORE事業、MHS事業については、小規模校等における学びの充実及び産業実務家教員等による高度で専門的な学びの充実などの一定の成果を上げることができた。CORE事業においては、存続の危機にある小規模校との更なる連携強化や配受信の精度向上、MHS事業においては、産業・金融業界との関係維持や産業実務家教員の更なる拡充など、これらの成果が一過性のものとならないよう、他校への波及や横展開を推進する必要がある。そのために必要な予算については、引き続き、国の責任において支援を頂きたい。
- 2 就職を希望する生徒が多い高校や工業高校、特別支援学校に計23人の就職支援員を配置して事業を行っている。就職支援員の配置には国の教育体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業) を活用して事業を進めているが、近年、交付決定額が申請額に対して大幅に減額されている。このため、県に超過負担が生じており、本事業及び他の事業の実施に支障をきたしている。TSMCの本県進出によって、これまで以上に就職支援員の役割は大きなものとなっており、地域人材の育成及び確保のためにも本補助金の満額交付をお願いしたい。
- 3 令和6年度にミドル・イヤーズ・プログラムの試行開始及びディプロマ・プログラムの候補校申請を予定している。施設・設備の整備や教員の確保及び育成に当たって、国からの財政支援措置がない中で、費用負担が課題となっている。

G I G Aスクール構想の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

I C T環境整備に係る財源の確保及び財政支援

- (1) 学校における I C T環境の整備完了後の継続的な財政支援
- (2) 非常時における「学びの保障」に係る支援制度の充実
- (3) 学校が取り扱う電子情報の保全のための財政支援

【提案・要望の内容】

- (1) 学校における I C T環境の整備完了後も持続的に I C T機器が活用できるよう、機器の保守管理や端末更新の費用及び I C T支援員の配置について、継続かつ十分な財源の確保をお願いしたい。加えて、デジタル教科書やデジタル教材、ソフトウェア等の導入など、I C T活用に必要不可欠な費用についても財源の確保をお願いしたい。
- (2) 非常時における学びの保障のため、オンライン学習に係る通信費を支援する制度における通信費の拡充や支援対象を低所得世帯に限らない制度にするなど見直しをお願いしたい。さらに、1人1台端末を有効に活用できるよう、家庭学習に利用できる学習用ソフトウェア等の活用のための費用について財政支援をお願いしたい。
- (3) 学校が取り扱う電子情報の保全のため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策の技術的対策を計画的に推進するために必要な経費については、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- (1) 国庫補助金や国の交付金等を活用して、1人1台端末や校内通信ネットワークの整備は概ね完了した。「骨太の方針」で、G I G Aスクール構想について「国策として推進」し、1人1台端末は「公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める」と示されたが、令和7年度以降の I C T環境整備・維持管理に係る費用負担のあり方については、新たな I C T環境整備方針の策定の中で検討を進めるとされており国の支援方針が明確となっていない。さらに、機器の保守管理や回線費、I C T支援員の配置など、多大で長期的な財政負担が生じている。加えて、デジタル教科書の無償化や、学習用ソフトウェア等の導入など、I C Tを活用した学びを推進するための費用が必要である。なお、学校教育の情報化の推進に関する法律第7条で、政府(国)は、学校情報化の推進に関して必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されている。
- (2) 感染症や災害発生等の非常時のオンライン学習に備え通信環境を整備する必要があるが、国の通信費の支援制度は、低所得世帯のみ対象で年間14,000円(月額約1,170円で1G程度(動画約120分程度))の最低限度の水準。さらに、家庭学習で活用する教科書等に沿った学習用ソフトウェアの充実が必要である。
- (3) 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策のうち、校務系と学習系のネットワークの分離やクラウド活用などの技術的対策は、設備投資やシステム運用に多大の財政負担が生じる。そのため、都道府県及び市町村の財政負担を軽減する補助制度の創設等の財政支援が必要である。

教育環境の整備

提案・要望事項

【総務省、財務省、文部科学省】

- 1 公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援
- 2 特別支援学校の教育環境整備のための予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 公立学校施設の整備について、各設置者が、老朽化対策に係る長寿命化改良事業等の各種事業を計画どおりに進めることができるよう、当初予算において必要な予算を確保するとともに、実情に見合う補助単価の引上げなど、県立学校施設整備に対する国庫補助化を含めて十分な財源措置及びその拡充をお願いしたい。また、人口が急増している地域等における公立学校施設の新增築に係る負担割合の引上げや、35 人学級編制に伴う教室確保等の負担を軽減するための財政措置の充実をお願いしたい。
- 2 特別支援学校の教室不足の解消に向けて、既存の特別支援学校の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 今後急務となる老朽化対策に係る長寿命化改良事業や環境改善のためのトイレ改修及びバリアフリー化工事等令和6年度以降に各設置者が計画する各種事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設整備費に係る十分な財源措置、地方債における交付税措置率の引き上げなどが必要である。
また、本県の熊本市、合志市、益城町等は、平成28年熊本地震による被害も大きく、厳しい財政運営を中長期的に強いられる一方で、児童生徒数の増加に伴い学校施設の新增築を行う必要がある。
- 2 現在、平成30年度に策定した整備計画に基づき、教室不足解消に向けた施設整備を進めており、令和3年度の教室不足数は、前回調査時より62室を減じたが、依然として181室が不足という状況である。そのため、今後も引き続き、教室不足解消に向けた環境整備事業を実施していく必要がある。

【参考】公立学校施設整備に関する国の当初予算推移表

予算項目	R 3	R 4	R 5
	百万円	百万円	百万円
公立学校施設整備費 (①+②+③)	68,837	68,729	68,718
① 公立学校施設整備費負担金	44,065	41,237	38,811
② 学校施設環境改善交付金	24,769	27,492	29,807
③ その他	4		100

外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり

提案・要望事項

【文部科学省】

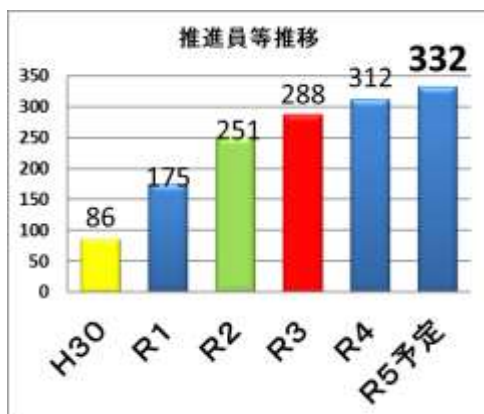
- 1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用に係る予算の確保
- 2 地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業に係る財源の確保と継続

【提案・要望の内容】

- 1 いじめ・不登校等の未然防止とその解消、新型コロナウイルス感染症の不安等への対応や災害等で被災した児童生徒等の心のケアを行う「スクールカウンセラー活用事業」とともに、福祉や医療等の関係機関と連携し、児童生徒の家庭環境改善等を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、依然として学校等のニーズが高いことから、本県の実情に応じた予算の確保を引き続きお願いしたい。
- 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進のため、本補助事業の令和6年度以降の継続と必要な財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズはすべての校種で高い。近年は、不登校児童生徒の増加に伴い、各学校においては、その未然防止及び早期対応のための活用が増加している。また、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨で被災した児童生徒の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も継続した課題であることから、本県事業の拡充と円滑な実施へ向けた予算の確保が必要である。
- 2 各学校におけるコミュニティ・スクールの導入及び市町村における地域学校協働活動推進員等の配置は年々進んでいる。今後も地域と学校の連携・協働体制の整備を進め、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するため、継続的な財政支援が必要である。



県内 小中義務教育 学校数	地域学校協働本部 及び推進員による カバー率※1	地域学校協働 活動推進員等数	コミュニティ・スクール等	
			国版	熊本版
356校	100% (+1p)	312名 (+24名)	324校 (+72校)	29校 (-75校)
	地域における学習支援・体験活動		91%	8%
	放課後子供教室 33市町村	地域未来塾 30市町村		
一体型	連携型	単独型	62校	コミュニティ・ スクール等の 実施割合
21校	11校	53校		

安心して私立学校に通える教育環境の実現

提案・要望事項

【総務省、財務省、文部科学省】

- 1 学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のための財政支援の強化
- 2 保護者の経済的負担軽減のための制度拡充
- 3 私立学校施設の耐震改築事業に対する所要の予算確保
- 4 感染症対策及び省エネ・脱炭素化対策等を踏まえた空調設備整備に係る恒久的補助金の創設

【提案・要望の内容】

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のため、経常的経費、施設・設備の整備及び外部人材等の配置等に対する財政支援の強化をお願いしたい。
- 2 私立学校へ通う生徒の保護者の経済的負担軽減のため、高等学校等就学支援金等における上限額引上・所得要件緩和など、制度拡充を図っていただきたい。
- 3 熊本地震の影響もあり、進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築事業に対する所要の予算確保をお願いしたい。
- 4 教室や体育館等における授業や部活動等において、感染症流行時における感染拡大の防止のみならず、省エネ・脱炭素化対策等を踏まえた空調設備を整備する際の補助制度創設をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では、高校生の約37%（全国第5位）、幼稚園児の約87%が私立学校で学んでおり、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしている。各学校では多様なニーズに対応する一方、少子化に伴う生徒数・園児数の減少により厳しい経営状況にあり、学校経営の健全性の確保のため財政支援の強化が必要な状況である。
また、学習環境の充実や教職員の働き方改革を促進させるため、特にICT教育環境等、施設・設備等の整備や専門的な指導員や外部人材・補助スタッフ等の配置を促進する必要がある。
なお、学校教育設備整備費補助金（高等学校産業教育設備整備費）、理科教育設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）にあっては、国庫補助率を大きく下回る交付となっているため、所要の予算の確実な確保が必要である。
- 2 令和2年度から私立高等学校授業料の実質無償化が始まったところであるが、年収が590万円以上の世帯の負担や施設整備費等の生徒の負担が依然として大きく、支援金の拡充が望まれる。
また、令和2年7月豪雨被災者の多くがいまだ生活再建の途上にあり、被災生徒の就学機会を確保するためには、通学面の支援など長期的な対応が必要である。

3 平成 28 年熊本地震の際は、指定避難所に指定されていない多くの学校施設が避難所として利用されたが、耐震化が完了していない体育館等無柱空間のある施設の被害が大きく、改めて耐震化の重要性が認識された。

耐震改築事業への補助については令和 6 年度（2024 年度）まで延長されており、現在のところ 3 校 7 施設が令和 5 年度以降耐震化工事を計画している。今後も私立学校施設の耐震化を確実に進めるため、継続的な耐震改築事業に対する補助制度が必要である。

4 現在の補助制度では、感染症対策として換気機能を備えた空調設備の新設等に限られているが、省エネ・脱炭素化への対応、及び近年の気温上昇が続いている中での熱中症対策という視点からも、生徒が活動する施設における空調設備の整備が急務となっている。そのため、感染症対策、省エネ・脱炭素化及び熱中症対策としての空調設備の整備に対する恒久的な補助制度の創設が必要である。

高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高等学校専攻科生の経済的負担軽減のための修学支援制度の拡充
- 2 高等学校専攻科生への給付型奨学金の支給対象拡大

【提案・要望の内容】

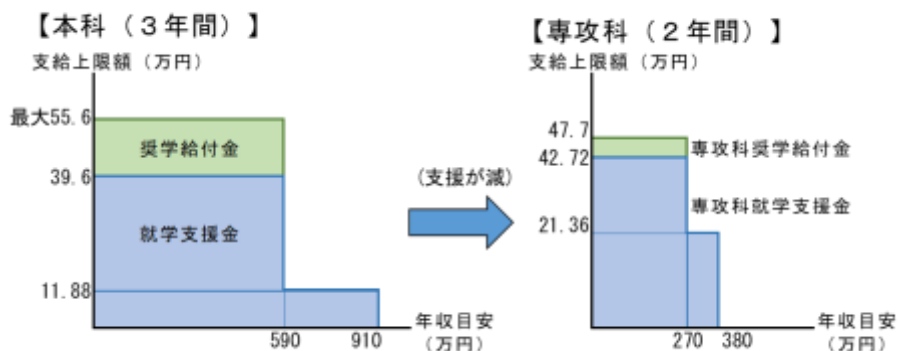
高等学校専攻科に通う生徒は、制度の狭間で学費及び生活費への支援が十分に受けられない状況にあることから、以下のとおり経済的負担軽減のための制度拡充を図っていただきたい。

- 1 高等学校専攻科は中等教育に位置付けられるものの、修学支援制度上の取扱いは専修学校並みであるため、高等学校専攻科生も本科生と同等の学費支援を受けられるよう、修学支援制度を拡充していただきたい。
- 2 高等学校専攻科は高等教育を対象とする給付型奨学金の支給対象外とされているため、高等学校専攻科生も給付型奨学金の支給対象としていただきたい。

【現状・課題】

- 1 高等学校等専攻科の生徒への修学支援においては、同じ中等教育でありながら、本科の就学支援金と比べ支援対象となる年収区分の上限が低いことから、本科と同じ制度に拡充を図るとともに、国2分の1、都道府県2分の1となっている負担割合を、全額国庫負担により措置されるよう要望する。

○私立高等学校本科から専攻科に進む場合の学費支援状況



- 2 大学、高等専門学校、専門学校等の学生は、高等教育の修学支援制度により、授業料減免と給付型奨学金を受けることで、安心して就学することができるものの、高等学校専攻科に進学した生徒は、給付型奨学金の対象外であるため、学生生活を送るための費用を捻出しなければならない。

とりわけ、生活保護受給世帯の子どもが、高等学校に進学した場合、3年生までは保護費（生活扶助・生業扶助）の対象であるが、専攻科がある場合で4年（専攻科1年）以上になると、大学、専門学校等の学生と同様に世帯分離が適用され、保護費が支給されなくなる。このため、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもが、高等学校専攻科へ進学した場合も、大学、高等専門学校、専門学校等に進学した場合と同様な給付型奨学金が給付されるよう要望する。

選手育成と地域のスポーツ振興

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 選手育成のためトレーニング施設等の拡充や設備の充実
- 2 パラアスリート育成に係る取組への支援
- 3 総合型地域スポーツクラブ育成支援及び部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた一体的な整備に係る予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 2019年の本県開催のラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会、東京2020五輪及び北京2022冬季五輪等を含む、国際大会の開催レガシーとして、本県における次世代アスリートの育成のため、トレーニング拠点施設の拡充や設備の充実等の環境整備に必要な国庫補助制度の創設をお願いしたい。
- 2 パラスポーツの普及やパラアスリートの育成のため、障がい者スポーツ競技団体、障がい者スポーツ指導者協議会等の組織基盤の強化や取組の充実のための補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 3 本県における国際大会の開催レガシーとして、地域のスポーツ振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。また、部活動の地域移行に関しては、各市町村の実情に応じ、指導者確保等の課題に対応できるよう、地域が持続可能で多様なスポーツ・文化環境の一体的な整備を行うために必要な予算を継続して確保していただきたい。

【現状・課題】

- 1 本県における国際大会の開催に加え、各種国際スポーツ大会等での本県関係選手の活躍が、復旧・復興へ歩みを進める県民への大きな後押しになっており、持続的な競技力の発展のためには、ジュニア期における地方での選手の発掘・育成が不可欠である。
先進的トレーニングの環境が整っているとは言えない本県（地方）の現状を踏まえ、国際大会等で活躍できる次世代を担う選手たちの発掘・育成の取組みや国と連携した強化策を充実させるための県営トレーニング拠点施設等の拡充や用具設備の充実が必要である。
- 2 パラスポーツの普及やパラアスリートの育成には障がい者スポーツ競技団体や指導者協議会等の役割が重要であるが、地域における競技団体等はその多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われているため、組織基盤強化のための財政支援が必要である。
- 3 本県には68の総合型地域スポーツクラブがあり、子供から高齢者まで約17,000人の会員が活動を行っており、誰もがスポーツを楽しめる地域密着型スポーツクラブとして、地域の活性化に重要な役割を担っている。
今後、令和5年度以降の中学校運動部活動に係る休日の地域移行の受け皿となることや、さ

らなる「多種目」「多世代」「多志向」の推進、登録・認証制度の本格実施などから、各種スポーツ指導者等の人材育成・確保の必要性はますます高まっている。

こうした各総合型スポーツクラブにおける質の高い指導を求める地域住民のニーズに応えるため、地域の各競技団体等との連携を図りながら課題に中長期にわたり対応していく必要があることから、新たな補助事業を創設する等、一層の支援をお願いしたい。

また、部活動の地域移行に関しては、県内12市町村が、令和5年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（運動部活動の地域移行等に向けた実証事業）」及び「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業）」を活用して地域移行を推進している。しかし、このような国からの支援事業がなければ、各市町村での人口や環境等の実情が異なる中、特に指導者の確保に対する課題があり、円滑な地域移行を進めることが難しい。そこで、次年度以降も市町村が安定的に地域移行を進めるため、上記の予算拡充と継続的確保等、地域移行に係る支援の充実をお願いしたい。

長寿で安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【厚生労働省】

- 1 地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用制度の見直し
- 2 くまもとメディカルネットワークと全国保健医療情報ネットワークの連携推進
- 3 在宅難病患者の一時入院を受け入れる医療機関に対する財政支援の充実

【提案・要望の内容】

- 1 地域医療介護総合確保基金について、令和5年度の感染施設等へのかかり増し経費補助の所要額を確保するとともに、令和6年度以降も都道府県計画等に基づく医療従事者の確保等に支障がないよう所要額及び事業執行に必要なスケジュールを確保し、柔軟な対応が可能な制度への見直しをお願いしたい。
- 2 全国保健医療情報ネットワークシステムの構築に当たり、費用負担者や負担額等、具体的な内容を適宜示していただくとともに、既設の地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）との連携のあり方などについて検討していただきたい。
- 3 難病患者及びその家族の支援のため、国が設けている「在宅難病患者一時入院事業」における患者の一時受入れを行う医療機関に対する補助単価が、実勢価格を下回っていることから、補助単価の見直しを行っていただきたい。

【現状・課題】

- 1 介護分については、感染施設等へのかかり増し経費の増加等が見込まれるため、これらに対応可能な基金所要額の確保が必要である。
また、医療分については、地域医療構想の達成のためには、現在、国が重点配分することとしている「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のみならず、「在宅医療の充実」や「医療従事者の確保」のための事業が必要不可欠であるため、事業区分間の額の調整を認めるなど、地域の実情に応じて柔軟な活用ができる仕組みとする必要がある。
- 2 本県では、医療・介護関係施設で患者・利用者情報を共有するための地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）の構築を推進しており、医療・介護関係施設のネットワーク加入促進を図りつつ、ネットワークに参加する県民数の増加を図っている。他方、国では、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の間で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、令和3年10月から一部運用が開始されたものの、医療機関を情報発信源とする一部検体検査等の取扱いは検討中となっている。
- 3 在宅介護を必要とする難病患者が、家族等の介護者が病気治療や休息（レスパイト）等の理由により、在宅で介護等を受けることが困難になった場合に備え、一時的に入院することが可能な病床を確保しておくことが大変重要である。
そこで、国は「在宅難病患者一時入院事業」を設けているが、国の補助単価は1日当たり19,270円と低く、医療機関における患者の一時入院に係る費用を下回っている（※）ため、医療機関の協力を得にくい状況である。
（※）意見聴取した医療機関における1日当たりの経費 36,288円（平均在院日数12.3日）

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保
- 2 医療的ケア児及びその家族の支援体制・制度の充実
 - (1) 短期入所事業所等の設備導入等に係る財政支援や自宅以外でも訪問看護を受けられることができる制度等の創設
 - (2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師等の加配や施設改修等に係る財政支援の拡充
 - (3) 学校で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師配置に係る財政支援の拡充
- 3 依存症を診断・診察する際の診療報酬体系の充実
- 4 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組への支援

【提案・要望の内容】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援を行うため、地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業・地域生活支援促進事業）、社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金について、事業実施に支障が生じないよう所要額を確保していただきたい。
特に、地域生活支援事業については、県、市町村ともに所要額と補助額との乖離が大きく、障がい者の生活を支えるために必要な事業の継続が難しい状況であるため、所要額の確保をお願いしたい。
- 2 (1) 医療的ケア児を受け入れる短期入所事業所等開設時における備品等の購入費用に対する補助制度の創設と財源の確保をお願いしたい。また、訪問看護や福祉有償運送等の医療的ケア児が日常生活を送る上で必要なサービスについて、自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されない等、医療的ケア児の利用が想定されていないため、制度の創設又は拡充と財源の確保をお願いしたい。
(2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるため、施設への給付費に看護師等配置の加算制度を設けるなど、質の高い医療的ケアが担保される制度の創設と財源の確保、施設改修や設備の導入等に係る国の負担割合の引き上げなど、十分な財政支援をお願いしたい。
(3) 学校における医療的ケア児の受入れと保護者のレスパイトケアの充実を図るため、現在行われている看護師配置に係る経費の1/3の財政支援について、申請額の満額補助が可能となる予算の拡充をお願いしたい。また、私立学校における国負担割合の拡充をお願いしたい。
- 3 依存症治療に関する医療体制の充実を図るため、医療機関にとって積極的な診断・診察へのインセンティブとなるよう、依存症を診断・診察する際の診療報酬体系の充実をお願いしたい。
- 4 農福連携の推進のためには、障がい特性への配慮や、障がい者が安心して就労することができる環境づくりとして、トイレ・休憩施設等の整備や既存施設のバリアフリー化等が必要であるため、障がい者が就労する農業施設等のバリアフリー化等のための施策を充実していただきたい。

【現状・課題】

1 地域生活支援事業費等補助金については、所要額に対して十分な額が確保されておらず、一般財源による補充等の措置を強いられている自治体もある。また、国において補助率が“1/2 以内”とされており、この“1/2 以内”と規定されている補助率によって、想定外の内示額が提示されることが繰り返され、補助額が正しく見込めない状況であるため、事業規模や予算を確定させることが難しい状況である。自治体においては、補助率が確定されて初めて事業の実施に関し規模や予算額を正確に検討することが可能となる。事業を計画的かつ必要な予算額で実施するためにも、国において、地域生活支援事業に対する国庫補助額があらかじめ分かるよう補助率を明確に定めるとともに、十分な財政措置を図ることが必要である。

また、障がい者福祉施設については、施設の老朽化に伴う建替えや利用者の高齢化・重度化に対応した増改築のほか、共同生活援助や日中活動系事業所など地域生活移行の受け皿となる施設等の整備についての要望が年々増加している。その一方、社会福祉施設等施設整備費補助金の国予算は令和3年度から減少に転じ（対前年度比49.4%減）、令和5年度当初予算に係る本県の補助内示率は9.5%にとどまるなど厳しさを増している。障がい者が安心して生活できる環境を整備するため、引き続き所要額の確保が必要である。

【過去3年の当初予算に対する地域生活支援事業費等補助内示率（通常分のみ）】

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
補助内示率	66.24%	54.78%	59.8%

- 2 (1) 本県では県独自で事業所開設に係る備品等の経費補助を実施しているが、身近な地域で必要な支援が必要な時に受けられる体制の充実を図るためにも、国における支援が必要である。また、自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されず、移動手段を担っている福祉有償運送の報酬に上限がある等、医療的ケア児の家族やその支援者に精神的・財政的な負担が生じているため、負担軽減を図るための国における支援が必要である。
- (2) 「医療的ケア児保育支援事業」では、補助率拡充の要件として、3年後の医療的ケア児の保育ニーズに対して、受け入れ見込みが上回るという条件が設定されており、看護師等の継続的な配置に当たっての課題となっている。また、施設改修や設備の導入等に関しては、現在、保育環境改善等事業を活用しているが、国の負担割合が1/3となっており、県及び市町村の財政負担の増加が課題となっている。
- (3) 下表1のとおり、看護師配置に係る経費については必要額の1/3を申請するが、交付の決定額は申請額の8割程度である。そのため、県や市町村は一般財源を持ち出している状況で、負担が大きい。

【表1】

	R2	R3	R4	R5	平均
A 申請額（円）	18,981,000	30,177,000	39,942,000	34,220,000	30,830,000
B 決定額（円）	13,573,000	24,448,000	32,944,000	29,087,000	25,013,000
割合（B/A）	0.715	0.810	0.825	0.850	0.81

また、県内の医療的ケア児は、下表2のとおり増加傾向にある。

【表2】

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県立特別支援学校	68	68	76	77	75	71
県立高等学校	—	—	1	1	2	2
合計	68	68	77	78	77	73

なお、私立学校では、看護師配置事業において国の負担割合が1/3であり、私立学校の負担が大きい。

- 3 本県では、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症等の依存症対策推進計画を策定し、県民の健全な生活の確保と安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しているが、地域によっては、依存症治療に取り組む医療機関がなく、十分な医療提供が構築できていない。アルコール健康障害には、入院医療管理加算、精神科医連携加算、集団療法、精神科デイ・ケア等の診療報酬があるが、薬物依存症とギャンブル等依存症は集団療法を実施した場合にのみ診療報酬が適用されるため、今後、更なる充実が必要である。
- 4 農福連携に関連する既存の補助金は、全国のモデルとなり得る取組であること等が要件となっていたり、個人農家を補助対象としていなかったりと、補助要件や補助対象が限定されており柔軟な対応ができないという課題があるため、助成制度の見直しや拡充が必要である。

貧困の連鎖を教育で断ち切る支援

提案・要望事項

【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に定める「子どもの学習・生活支援事業」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める「子どもの生活・学習支援事業」に係る国庫補助率の引き上げ

【提案・要望の内容】

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯やひとり親世帯等の子どもが、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付け、希望する高校、大学等に進学し、夢を実現できるよう支援することが重要であり、子どもが学習に専念できるよう、家庭状況や子どもの特性等に対応した支援体制の充実が必要である。

については、地方自治体が当事業に注力できるよう、国庫補助率4分の3、あるいは、他の任意事業の実施率を考慮した補助率への嵩上げ等の措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

これらの事業は、生活困窮世帯やひとり親世帯等の子どもに対して、塾形式による学習支援や、家庭訪問による基本的な生活習慣・育成環境の改善に関する助言、食事の提供等を行う国庫補助率2分の1の任意事業であり、自治体が2分の1を負担している。子どもの生活習慣・育成環境の改善、高校生の中退防止等の効果が出ている一方で、不登校や障がい有する子どもの支援など、支援者の負担増とともに、専門性が求められるケースも増えており、支援体制を整える上で、国の財政的支援の拡充が必要である。



公務員獣医師の確保

提案・要望事項

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

- 1 獣医系大学における公務員獣医師に特化したコースの創設や地域枠入学制度の拡充
- 2 公衆衛生獣医師確保修学資金補助制度の創設

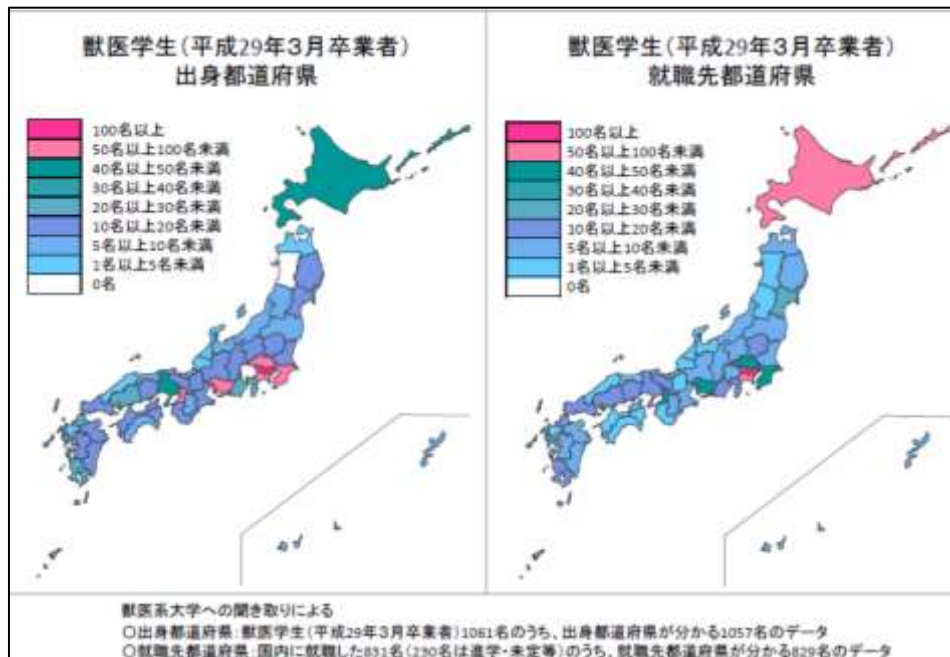
【提案・要望の内容】

- 1 公務員獣医師の安定的確保に向けた抜本的な改革のため、獣医系大学における公務員獣医師に特化したコースの創設や地域枠入学制度の拡充について、文部科学省、農林水産省、厚生労働省及び環境省等の各関係省庁による連携、検討をお願いしたい。
- 2 本県では、公衆衛生獣医師確保のために、獣医系大学の学生に対する修学資金給付事業を実施しているが、安定した財源確保のため、当修学資金に対し、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 公務員獣医師は、と畜検査や輸出認定、監視業務及び鳥インフルエンザ等の家畜伝染病対策など重要な業務を担っているが、昨今、公衆衛生分野では、と畜検査や食品衛生において、政府の掲げる輸出促進政策による畜水産物等の輸出拡大を図るため、HACCPの導入支援や輸出施設の認定、監視指導、輸出証明書発行事務等、重要な役割を担っており、輸出拡大に伴い業務に対する負担が増加している。
また、家畜衛生分野では、家畜防疫員による飼養衛生管理基準の遵守指導を通じて家畜伝染病の発生予防に努めているが、近年全国的に発生が継続して確認されている高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱等による家畜伝染病のまん延防止等、家畜防疫業務に対する負担は年々増加している。
一方、確保の元手となる獣医系大学の実情としては、入学者のうち地方出身者は少なく、かつ就職希望先として小動物臨床の人気の高いため、この地域偏在、職域偏在が根強く存在しており、地方自治体での公務員獣医師確保の改善は非常に厳しく、地方での公務員獣医師の不足の大きな要因となっている。
- 2 本県では、獣医師確保のために、獣医系大学の学生に対する修学資金給付事業を実施しているが、熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業に対しては農林水産省から1/2補助があるのに対し、公衆衛生獣医師を確保するための熊本県獣医師確保修学資金給付事業に対しては、国の補助制度がないため、公衆衛生獣医師確保についても十分な財源支援を要望する。
また、今後も厳しい採用状況が続く場合、ベテラン職員の退職により、技術の継承や人材育成ができず、公務員獣医師の質の低下や業務の執行に支障をきたす恐れがある。さらに、人員不足による負担増加により、若手や中堅職員の退職者が増加するなど負の連鎖に陥ることを懸念しており、早急に抜本的な改革を要望する。

【獣医系大学におけるH29年度卒業者の出身及び就職先都道府県データ】



※出典：農林水産省 平成30年度獣医事審議会第1回計画部会配布資料「獣医事をめぐる情勢」

【本県の公務員獣医師の採用状況】

受験年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
採用予定者数 a	14	13	7	8	11	13	10	16	10	11	19	23
受験者数	32	27	31	20	26	14	12	14	10	3	4	12
採用内定者数	25	22	22	16	14	12	12	13	8	3	3	11
採用者数 b	10	13	5	7	9	8	4	9	5	2	1	
b-a	-4	0	-2	-1	-2	-5	-6	-7	-5	-9	-18	

【本県の修学資金給付事業】

事業名	就職先	備考
熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業	・ 県職員（農林水産部のみ） ・ 民間産業動物獣医師	農林水産省から 1/2 補助
熊本県獣医師確保修学資金給付事業	・ 県職員（ <u>健康福祉部</u> 、農林水産部）	<u>補助なし</u>

・ 給付額は、国立大学（10万円/月）、私立大学（18万円/月）で、上記の就職先に就職し、一定期間勤務した場合、返還免除となる。

新型コロナウイルス不活化ワクチンの早期実用化

提案・要望事項

【厚生労働省】

KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンの早期実用化

【提案・要望の内容】

新型コロナワクチンについては、大部分を海外からの供給に頼らざるを得ない状況であり、国産ワクチンの早期実用化が切望されている。

また、ウイルスが変異を繰り返す中で、その変異に対応したワクチンを迅速に開発することも重要となっている。

KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンの一日も早い実用化に向け、早期の薬事承認について、引き続き、特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題】

新型コロナワクチンについては、国の新型コロナウイルス対策本部において、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施することになると決定され、4月以降も引き続きワクチン接種が進められている。

KMバイオロジクス株式会社が開発している不活化ワクチンは、インフルエンザワクチンや日本脳炎ワクチンなどの長年の使用実績があるワクチンであり、国民の信頼度も高く、早期に実用化すれば、円滑な接種を実現させるものである。

同社は、12歳以下の小児が接種できるXBB系統の変異株に対応した不活化ワクチンの開発を目指している。

水道事業の経営基盤強化等に向けた取組みへの支援

提案・要望事項

【総務省、厚生労働省、国土交通省】

水道事業の経営基盤強化等に向けた財政支援の拡充

【提案・要望の内容】

水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等を推進するために、次の事項についてお願いしたい。

- (1) 水道事業運営基盤強化推進等事業（広域化事業）の対象範囲の拡大及び交付率の引き上げ
- (2) 水道管路緊急改善事業の対象施設の拡大
- (3) 簡易水道事業の整備について、その財源となる過疎対策事業債の必要額確保

【現状・課題】

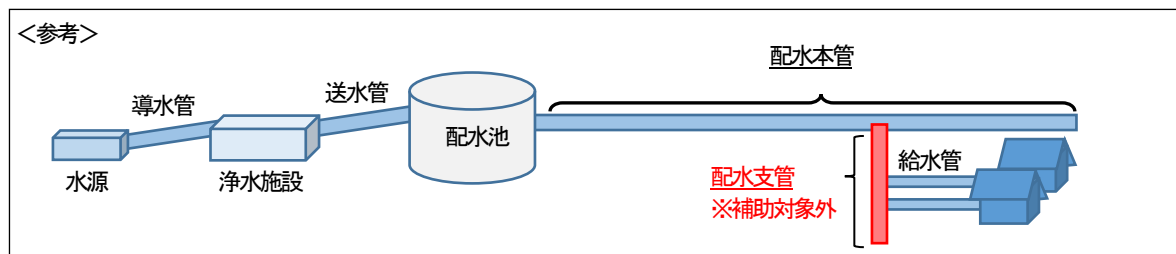
- (1) 人口減少に伴い、料金収入が減少する中、水道事業の安定的な経営のためには、広域化による効率的な事業運営が有効な手段の一つとされている。しかしながら、水道事業運営基盤強化推進等事業の現行の補助採択基準は、3以上（過疎地域など条件不利地域は2以上）の水道事業等の事業統合又は経営の一体化で、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上とされており、小規模水道事業者の取組みが進んでいない状況。

このため、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者に対しても、インセンティブが働き、広域化の取組みが進められるよう、事業統合等を伴わない施設の共同化（管路整備含む）などの事業についても交付対象とするなど補助採択基準を緩和するとともに、交付率を引き上げる必要がある。

- (2) 法定耐用年数（40年）を経過した管路の更新や耐震化には、多額の事業費が必要となるため、国庫補助事業の活用が不可欠である。

しかしながら、水道管路緊急改善事業の補助対象施設は、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）に限定されており、特に島しょ部など水資源が乏しく経営環境が厳しい水道事業者においては、配水支管の更新に係る財政負担が大きいため、管路の更新や耐震化が進まない状況。

このため、経営環境の厳しい水道事業者に対し、配水支管を含めた管路の更新や耐震化が計画的に進められるよう、配水支管を補助対象とするなど、対象施設を拡大する必要がある。



- (3) 簡易水道事業の整備は、地方負担額の50%までについて過疎対策事業債（ハード分）を活用できることとなっているが、県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は、令和元年度が86.4%、令和2年度が75.7%、令和3年度が99.9%、令和4年度が89.8%という状況にある。

水道は、住民生活に必要なライフラインであり、整備に当たっては緊急性が求められることから、必要となる財源は確保される必要がある。

世界と戦えるくまもと農林水産業の実現

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等への対応
- 2 東京電力福島第一原発処理水の海洋放出に係る風評被害への対応
- 3 スマート農林水産業の推進への支援
- 4 競争力強化による稼げる農業の実現への支援
- 5 農地集積・集約化の更なる推進と安定的かつ実効性のある事業展開等への支援
- 6 森林資源の循環利用の確立に向けた林業への支援
- 7 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援
- 8 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた支援

【提案・要望の内容】

- 1 農林水産業の経営安定化・競争力強化等に向けた万全な対策の継続的な実施と地域にとって自由度の高い予算を継続的に確保いただきたい。
- 2 東京電力福島第一原発処理水の海洋放出に関しては、国において科学的見地からの説明を尽くすとともに、中国が輸入停止を決定した日本産水産物をはじめ、農畜産物や林産物等への風評被害が生じないように、十分な対策をお願いしたい。
- 3 生産性向上につながるスマート農林水産業の実証、普及推進に必要な関連事業の十分な予算確保と生産現場の実態に応じた技術の早期開発をお願いしたい。
- 4 ① 強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、農地利用効率化等支援交付金、食料安全保障を下支えする農業農村整備事業等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
② 水田活用直接支払交付金の交付対象水田の見直しに際して、新たに畑作物の本作化による産地づくりに取り組む農業者や地域が多数あることから、畑地化関連事業等での継続支援と十分な予算の確保をお願いしたい。
③ 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算確保と制度の維持をお願いしたい。
④ 輸出拡大に向けた非関税障壁交渉や各国輸入条件の周知強化をお願いしたい。特に、輸出国への残留農薬基準値の緩和に係る要望及び卸売市場を通じて青果物を仕入れる輸出者等への輸出青果物の残留農薬基準値順守の継続的な周知についてお願いしたい。
⑤ 農林水産物の「物流の2024年問題」対策に係る十分な予算の確保と併せて、大都市圏市場等での荷待ち、荷役時間の削減等について国から指導をお願いしたい。加えて遠隔地かつ食料供給県である本県の農林水産物に係る競争力低下に繋がらないよう特段の支援をお願いしたい。
⑥ 6次産業化支援に関する事業について、意欲ある農林水産業者の取組みを円滑に進めるため、個人の農林漁業者や小規模事業者が活用できるように要件緩和をお願いしたい。

- ⑦ 県内で実施中の国営事業について、事業の着実な推進をお願いしたい。
- 5 担い手への農地集積・集約化の更なる推進に必要な関連事業の十分な予算確保と実効性のある推進体制の構築に向けた支援強化をお願いしたい。
- 6 ① 森林整備の推進や木材の利用拡大に必要な森林環境保全整備事業、国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策、花粉発生源対策等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
- ② 新技術・新工法（CLT等）を活用したモデル的な施設整備等の十分な予算確保をお願いしたい。
- 7 浜の活力再生プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業の十分な予算確保と重点配分、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業と競争力強化型機器等導入緊急対策事業の併用を可能とするようお願いしたい。
- 8 「みどりの食料システム戦略」実現のため、関連技術の早期開発・実用化をはじめ、生産資材や機械導入に対する支援、並びに環境負荷低減活動に取り組む農業者に対する優遇措置や補助事業の優先採択等のより一層の支援をお願いするとともに、消費者にも参加意識をもってもらうよう、国民全体に向けた周知啓発をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 TPP11、日EU・EPA協定、日米貿易協定をはじめとした国際貿易協定により、地方の基幹産業である農林水産業や、農山漁村の維持・発展へ影響が及ばないようにする必要がある。
- 2 本県にとって中国、香港及びマカオは、重要な農畜水産物の輸出先であり、令和4年度輸出額は18.6億円と輸出総額の約25.8%を占めている。
- 特に香港は、国の輸出拡大実行戦略で重要なターゲット市場であり、本県においても、更なる輸出拡大を図るうえで重要な地域であることから、風評被害が生じないように、引き続き科学的見地から丁寧な説明を行うなど、万全の対策を講じることが必要である。
- 3 本県では、高齢化等の進展等による生産現場の労働力不足に対処するため、スマート技術の実装に向けた取組みを加速化している。各部門でスマート技術の導入を重点的かつ確実に実施することが必要である。
- 4 ① 強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業については、全体予算額の減少及び優先枠等の設置による一般枠の予算圧迫などにより、産地の収益力強化に不可欠な基幹施設の整備に支障が生じている。農業農村整備事業については、競争力強化のための基盤整備等、継続的に取り組んでいるところであるが、自然災害の激甚化、食料安全保障の重要性の高まり等の変化により、生産基盤の維持、強靱化が求められており、予算の確保、特に計画的な事業推進のために、当初予算の確保が必要である。
- ② 畑作物の本作化（畑地化）に当たっては、令和5年度までの畑地化で交付金の拡充等が措置されているため、新たに畑作物の本作化による産地づくりに取り組む農業者や地域の意向が多数あるものの、そのうち本県への畑地化促進事業の内示は約9%にとどまった。そのため、同じ地域内で疎らな取組みとなっており、畑作物の産地づくりが十分にできない状況にある。そこで、既に畑作物の産地づくりへの意向がある地域や、農業者間の合意形成が進み今後産地づくりに取り組む地域が、計画どおりに産地づくりを進めることができるよう、畑地化関連事業等での継続支援と十分な予算の確保が必要である。
- ③ 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業、果樹未収益期

間支援事業は、予算の不足が懸念されている。各産地の担い手が計画的に事業に取り組むための十分な予算の確保と制度の維持が必要である。

- ④ 更なる輸出の拡大に向けた取組みを進めるにあたり、輸出相手国において残留農薬基準値が日本よりも遥かに厳しい場合があり、輸出の大きな障壁となっている。さらに、卸売市場経由など産地が意図しない形で青果物が輸出され、残留農薬違反となる場合があり、産地のブランドへの悪影響が懸念されることから、引き続き、継続的な啓発活動等を実施し、輸出者等への残留農薬基準の順守徹底が必要である。
 - ⑤ 県産農産物の県外輸送の98%がトラック輸送である本県では、「物流の2024問題」は喫緊の課題である。国が示したガイドラインを踏まえ、輸送体制改善の取組みに対する財政的支援に加え、大消費地市場等での荷待ち、荷役時間の削減等を国が主体的に指導することが必要である。また、輸送コスト増加等により遠隔地である本県の農林水産物の競争力が低下しないよう支援が必要である。
 - ⑥ 6次産業化を支援する農山漁村発イノベーション等整備事業の施設整備事業は、農林漁業者の組織する団体（3戸以上の農林漁業者が主たる構成員又は出資者）が対象であり、個人の農林漁業者や小規模事業者では、補助要件の対象とならず活用できないのが現状である。
 - ⑦ 食料安全保障の一翼を担うくまもと農業の実現に向け、県内で実施中の国営事業（八代平野地区、宇城地区）について、事業の着実な推進が必要である。
- 5 本年4月の農業経営基盤強化促進法等の改正法施行に伴う農地集積・集約化の更なる推進に向けて、市町村による地域計画の策定や農業委員会による目標地図の素案作成、農地バンクを軸とした貸借などの取組みが効率的に推進できるよう、関連予算の十分な確保と関係機関が有機的に結びついた実効性のある推進体制の構築が必要である。
- 6 ① 県内の人工林の約8割が本格的な利用期を迎え、木材輸出や木質バイオマス発電用等新たな需要が高まっており、林業者の所得向上や山村の活性化、資源の循環確保等を図る必要がある。また、国においては、令和5年4月に「花粉症に関する関係閣僚会議」を設置し、「対策の全体像」を5月に決定されたところである。今後、県においても、スギ・ヒノキ人工林での花粉の少ない苗木等への植替えなど、花粉発生源対策を一層推し進めていく必要がある。
- ② 民間建築物を含む建築物一般の木造化・木質化に加え、新技術・新工法（CLTやBPC材等）による施設整備など新たな需要創出に向けた取組みが必要である。
- 7 水産資源の減少や魚価の低迷、漁村地域の過疎化・高齢化など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている中、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力広域再生プラン」の策定を推進する必要がある。
- 8 持続可能な食料システムの構築に向け策定された本戦略を実現するためには、新たな生産技術の早期開発及び実用化が必須である。加えて、化学肥料・農薬のこれまで以上の削減やCO₂の排出削減には、新たな技術導入のための資材や機械にコストを要することから、これらの導入に対する支援が必要。併せて、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者が環境負荷低減活動を継続的に進めるためには、インセンティブとなる優遇措置や補助事業の優先採択などの更なる支援が必要である。

また、本県では「くまもとグリーン農業」を県民運動として展開し、平成23年から消費者や企業等の応援宣言拡大に取り組んできたが、消費者が地球環境問題に貢献しているという参加意識を持って農産物を購入するよう、本戦略について分かりやすい情報発信と説明を行い、理解促進を進め、国民の行動を変容させることが必要である。

多様な担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 多様な担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
- 2 自然災害(地震、豪雨、台風、噴火)及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化
- 3 豚熱やアフリカ豚熱などの悪性家畜伝染病と重要病害虫の対策強化
- 4 い業の担い手に対する支援策の継続
- 5 花粉交配用蜜蜂の安定確保への支援の充実・強化
- 6 新たな水産資源管理への取組みに対する十分な予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1
 - ① 親元就農や新規参入、雇用就農といった多様化する就農形態に鑑み、支援対象の拡充と新規就農者の初期投資を支援する経営発展支援事業の引き続きの十分な予算確保及び確実な地方財政措置をお願いしたい。
 - ② 強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化支援交付金、農業経営・就農支援体制整備推進事業及び経営継承・発展等支援事業の予算確保をお願いしたい。
 - ③ くまもと林業大学校において、即戦力となる担い手の確保・育成に向けた緑の青年就業準備給付金事業の予算確保をお願いしたい。
 - ④ 新規漁業就業者確保支援策の見直しと予算確保、定着のための給付金制度の創設をお願いしたい。
 - ⑤ 技能実習制度及び特定技能制度については、有識者会議が設置され制度のあり方が検討されているが、制度の見直しにあたっては、地域農業を支える外国人が大都市その他の特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応できる制度としていただきたい。また、農家等が必要な受け入れ態勢を整えるためにも早期の情報提供と十分な移行期間を設けていただきたい。
- 2
 - ① 国土強靱化に向けた農村地域防災減災事業等の十分な予算確保及び重点配分をお願いしたい。
 - ② 近年頻発している豪雨災害などによる河川からの土砂流入の増加や、干潟の発達等による排水樋門の閉塞や滞筋の閉塞について、スムーズな自然排水が可能となるよう、滞筋確保に係る制度拡充をお願いしたい。
 - ③ ため池関連2法の施行を踏まえ、防災対策を計画的に進めるために必要な予算確保及び重点配分、並びに全ての農業用ため池について監視・管理体制の強化の助成対象とするなど支援充実をお願いしたい。さらに、市町村に対しては点検、技術指導業務を行うため池サポートセンターを軸とした支援体制の構築が重要であることから、同センターの人材確保のための財政支援をお願いしたい。
また、防災重点農業用ため池以外の農業用ため池についても、防災重点農業用ため池と同様の予算措置を講じていただきたい。
 - ④ 収入保険と野菜価格安定制度との2年間の同時利用措置等の柔軟な運用やセーフティネ

ットへの更なる加入のための要件緩和等をお願いしたい。

- ⑤ 持続的なノリ養殖生産の実現に向け、施設共済の対象の拡充をお願いしたい。併せて、災害時に被災した個人所有の養殖施設について、農業施設における災害復旧と同程度の支援が受けられるよう被災養殖施設支援制度の創設をお願いしたい。
- 3 ① 海外悪性家畜伝染病や重要病害虫の水際防疫対策の強化をお願いしたい。
② 豚熱ワクチン接種に係る財政支援、現場の実態に即した家畜防疫業務の再構築及び防疫資材の備蓄の充実をお願いしたい。
- 4 い業の担い手の生産性向上・経営安定に必要な支援とともに、畳表価格安定制度等の継続と畳文化の維持、継承・発展等に向けた国内い業振興に向けた法の整備をお願いしたい。
- 5 花粉交配用蜜蜂の安定確保に対する支援の継続をお願いしたい。
- 6 水産政策の改革の柱である、新たな資源管理への取組みに対する漁業経営安定対策等支援の十分な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 ① 国は基本法検証部会において、50歳代を向こう20年間の担い手として位置付けているものの、50歳代への支援が行われていない現状にある。このため、本県では、新規就農者に占める50歳代の割合が増加し新たに支援を始めたが、就農定着させ地域活性化に繋げるためには国による50歳代への支援創設が必要である。
令和4年度に創設された経営発展支援事業については、施策に対する生産現場の理解が進み、令和6年度の要望増加が見込まれるため、十分な予算確保と、地方自治体が安定的に取り組むための確実な地方財政措置が必要である。
- ② 本県では、経営継承を個々の農家の問題ではなく、地域の問題として捉え、経営継承支援センターの立ち上げ等、取組みを強化しており、貴重な経営資産を次世代に安定的に引き継ぎ、未来を支える多くの担い手を確保していかねばならない。
- ③ くまもと林業大学校においては、県内の森林資源が成熟する中、資源として利用し、植えて、育てていくための担い手の育成に向けて「緑の青年就業準備給付金事業」を活用し、即戦力となる林業担い手の確保・育成に取り組んでいる。こうした中、令和6年度から定員増を計画しており、予算の拡充が必要である。
- ④ 漁業就業者減少と高齢化が進む中、意欲ある担い手を確保していくためには、漁業学校等での知識の習得を支援する経営体育成総合支援事業を活用した継続的な取組みと、新規就業者が定着するまでの給付金制度の創設が必要である。
- ⑤ 外国人の受入れについては、賃金水準の地域間格差により、外国人材が賃金の高い大都市や特定の地域へ集中することが懸念されており、制度の見直しに伴う転籍要件の緩和にあたっては、地域間の偏りを是正する措置が必要である。
- 2 ① 頻発化、激甚化する自然災害による影響を可能な限り小さくするため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく対策が必要である。また、農地海岸施設は、優良農地保全に加え、地域住民の安全・安心にも大きく寄与し、国土強靱化に資する重要施設であることから国直轄事業における整備が必要である。
- ② 近年頻発している豪雨災害などによる土砂の大量流入や、有明海・八代海特有の干潟の発達などによる海岸樋門や濬筋の閉塞により、速やかな内水排除に支障が生じている。そのため、排水機場の運転時間が増となり、運転費用が増大している。排水機場が突発的に故障した場合、海岸樋門が閉塞していた場合は内水の自然排水ができず、農地のみならず家屋等も含め干拓地が湛水する恐れがあることから、濬筋確保に係る対策制度の拡充と、継続的な支

援が必要である。

- ③ ため池関連2法の施行を踏まえ、必要な防災工事などの対策を計画的に進めていくことに加え、ため池の点検や管理者への指導の継続的な実施とこれをサポートする人材の育成・確保が重要。しかし、市町村のため池管理を支援するため池サポートセンターの適正な人材の確保が課題となっており、財政支援が必要となっている。

また、防災重点農業用ため池以外の農業用ため池についても、決壊による被害を防止するための日常管理と防災工事の計画的な推進が重要であるが、防災重点農業用ため池よりも低い交付税措置率となっており、ため池管理者の費用負担が課題となっている。そのため、すべての農業用ため池の防災対策を推進するには、財政面も含めた管理者へのサポートを強化する必要がある。

- ④ 増加する自然災害に対し、農業者のセーフティネットへの更なる加入が必要である。

- ・ 収入保険制度の周知徹底と円滑な運用に努め、一層の加入促進を図るとともに、円滑な移行を促すため、当分の間の特例として措置された野菜価格安定制度との2年間の同時利用制度について、来年度も継続が必要である。
- ・ 自治体の掛金補助等の効果検証も踏まえた上で、生産現場の実情を十分に把握し、複合経営において区分経理した主要な品目の加入を認めるなど、多くの農業者にとって自らの経営実態に応じ、選択がしやすい制度とすることが必要である。

- ⑤ ノリ支柱式施設共済の制度化の検討に当たっては、ノリ養殖の操業実態やノリ養殖業者の意見を十分に反映する必要がある。また、被災したノリ養殖施設の次期作に向けた再整備は、養殖業者の大きな負担となっているが公的な支援制度がないため、農業における被災農業施設に対する支援制度と同程度の支援が必要である。

- 3 ① アフリカ豚熱等の海外悪性伝染病を国内へ侵入させないために、外国からの観光客の靴底消毒徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発等の水際防疫対策を強化する必要がある。

さらに、九州全域において飛来が確認されているミカンコミバエや九州本土で上陸が確認されたアリモドキゾウムシ、ジャガイモシストセンチュウなど重要病害虫の侵入警戒やまん延防止を図る必要がある。

- ② 九州においても発生が確認された豚熱については、継続したワクチン接種が重要であることから、ワクチン接種に係る財政支援が必要。また、平時も含めた家畜防疫業務に対する負担は年々増加しており、現に業務への支障が生じているため、現場の実態に即して、都道府県が担う家畜防疫業務の再構築を検討しなければならない。さらに、近年の鳥インフルエンザや豚熱の国内発生を受け、まん延防止措置を迅速に図るための国家単位での防疫資材の備蓄が必要である。

- 4 本県は、国産畳表需要のほとんどを担ういぐさ産地であるが、農家数、栽培面積減少が続き、産地維持が難しくなっており、い業の担い手が意欲を持ってい業経営に営農継続と規模拡大に取り組めるよう継続的に支援することが重要である。

- 5 本県は野菜の主要品目であるすいか、いちご、メロンは交配に蜜蜂を利用しており、花粉交配用蜜蜂の安定確保等に向けた継続的な支援が必要である。

- 6 水産施策の改革の柱である、新たな資源管理の推進に当たって、漁業者が安心して資源管理に取り組むことができるよう、資源管理対象魚種の採捕停止等に係る収入減を補填する漁業収入安定対策事業等が重要である。

中山間地域対策の充実強化及び農山漁村の生産基盤に対する支援

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 中山間地域等において農業生産及び集落活動等を維持・継承していくための支援の充実
- 2 日本型直接支払制度等、農業・農村の多面的機能を発揮するための支援
- 3 有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進
- 4 漁港施設の長寿命化対策への支援

【提案・要望の内容】

- 1 ① 中山間地農業ルネッサンス事業における支援制度拡充及び十分な予算確保をお願いしたい。
② 中山間地域の厳しい営農条件を踏まえ、農山漁村地域整備交付金及び中山間地域農業農村総合整備事業により基盤整備を実施する場合の新たな促進費メニューの創設と中山間地域等の実情に応じた費用対効果算定手法の確立をお願いしたい。また、中山間地域において農業効果だけでなく中山間地域が持つ多面的な価値を適切に評価し効果として計上できるようにするなどの算定方法の見直しをお願いしたい。
- 2 ③ 中山間ふるさと水と土保全対策事業等基金の運用の弾力化をお願いしたい
- 3 ① 日本型直接支払制度について、取組の維持拡大に向けて積極的な推進ができるよう、十分な予算確保をお願いしたい。特に、中山間地域等直接支払制度の加算措置について、十分な予算確保をお願いしたい。また、事務手続きの簡素化など運用見直しをお願いしたい。
- 4 ① 捕獲経費の実態や物価高騰による影響を考慮した捕獲補助金の上限単価引上げを含め、対策の根幹である鳥獣被害防止総合対策交付金の必要な予算の確保をお願いしたい。
② カモ類などの野生鳥類への被害防止対策技術の確立と防護ネット等を交付金の対象とする制度の拡充、捕獲が困難な鳥類の捕獲補助金の大幅な引上げをお願いしたい。
- 5 ① 老朽化が進む防波堤や岸壁等の漁港施設の長寿命化を図るために、点検や維持補修を計画的に行う必要がある。航路・泊地については、機能を維持するために、堆積土砂の継続的なしゅんせつが必要であり、その土砂受入地の整備に向けた環境調査等に要する予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 ① 生産条件が厳しく、平坦地と比較して高齢化や後継者不足が進行する中山間地域の状況を踏まえ、本県では、県独自に、各地区が作成した農業ビジョンの実現に向けた取組み（小規模基盤整備、生産効率化のための共同利用機関導入、高単価作物の導入、簡易ハウス整備等）をモデル的に支援してきた。また、令和5年度(2023年度)からは、農村RMOモデル形成の動きが活発化しており、農家と非農家が連携して農用地を保全する活動が開始されつつあるが、簡易な農業用機械を持ちえない非農家による農用地保全の活動や所得の柱となる農作物がない地区における所得向上のための多様な取組みを支援するためにも、生産効率化を図る取組みや簡易な農業用機械の導入等への支援と十分な予算が必要である。

また、農村RMO形成に向けた県や市町村の伴走支援については、支援対象地区数に応じて負担が増加するため、支援体制の構築に加え、伴走支援に係る十分な予算が必要である。

② 中山間地域の基盤整備において、農地集積の加速化や農家の負担軽減のための促進費を交付する制度の強化が必要である。また、促進費助成対象は集積のみならず、地域用水への活用など多面的機能を有している点も加算対象とすることが必要である。

また、中山間地域では事業費が高額となる傾向にある一方、高収益作物の導入や効率的な営農が平地よりも困難であり、結果として事業採択要件となる費用対効果が基準に満たない地区が少なくない。このため、中山間地域における基盤整備が進まず、地域の基幹産業である農業が衰退し、地域自体の存亡に関わることも危惧される。よって、新たな算定手法や効果項目の導入など、中山間地域の農業の実情を踏まえた費用対効果算定手法の確立が必要である。

また、中山間地域において、基盤整備が実施できずに担い手への農地集積が進まなければ、耕作放棄地になることは必至であり将来にわたって農地を守り引き継ぐことができないため、事業断念の一因となっている費用対効果の算定方法の見直しが必要である。

③ 中山間地域における多面的機能の発揮等のため、本県においても中山間ふるさと水と土保全対策事業等により基金を造成して振興を図っているが、運用益の活用範囲が限定されている。中山間地域振興に向けて、地域の特性に応じた多様な支援ができるよう簡易な機械導入など弾力的な運用が必要である。

2 日本型直接支払制度は、本県における中山間地域の農業・農村の維持・活性化に大きく貢献してきた。一方、集落や自治体における書類の確認作業に膨大な時間を要しており、事務負担を理由に制度の継続を断念する集落があることから、事務手続きの負担軽減が必要である。また、市町村が取組の維持拡大に向けて積極的な推進ができるよう、日本型直接支払制度の十分な予算確保が必要である。

中山間地域等直接支払交付金は、農業生産活動等の継続と体制整備に向けた活動に取り組んでいる。加えて、高齢化・過疎化が進む中で、地域農業の維持・発展に資する取組みとして、集落協定の広域化、新たな人材確保、農作業の省力化等に取り組んでいる。これらの加算措置についても十分な予算確保が必要である。

多面的機能支払交付金は、農地や農業用施設の補修・更新等、地域ぐるみの共同活動への支援に加え、自然災害への備えとしても期待されるため、制度の弾力的運用及び財源確保が必要である。

環境保全型農業直接支払交付金は、農業者が環境保全型農業に安心して、継続的に取り組めるよう、予算を十分かつ安定的に確保するとともに、事業期間内の大幅な制度変更を行わない一貫した支援の継続が必要である。

3 ① 本県における有害鳥獣による農作物被害は、ここ数年約5億円で推移しており、特に近年、大規模な露地野菜産地でカモ類による被害が増加している。鳥獣被害は、農家所得の減少と農業者の営農意欲減退に直結していることから、有害鳥獣による農作物被害の減少に向けて、被害防止対策の継続が必要である。このような中、市町村等の要望に対し鳥獣被害防止総合対策交付金予算が不足している状況にある。捕獲経費の実態や物価高騰による影響を考慮した捕獲単価の引き上げを含めた対策を強化していくことが農作物への被害軽減の加速化に繋がると考えられる。

② 本県の有明海・八代海沿岸は、露地野菜やかんきつ類の大規模生産地となっているが、近年、カモ類等の鳥類による被害が拡大している。カモは群れで飛来することから侵入防止対策がとりづらく、農地や作物全体を覆うこともその労力や費用の面で難しいため、効果的な対策は確立されていないため、カモ類の被害防止に有効な手段がなく、試行錯誤の現状にある。カモ類の有効な防止対策の構築が急務である。

- 4 ① 老朽化が進んでいる防波堤や岸壁等の漁港施設の長寿命化を図るために、点検や維持補修を計画的に行う必要がある。航路・泊地については、機能を維持するために、堆積土砂の継続的なしゅんせつが必要であるが、その土砂を受け入れる既存の土砂受入地の満杯の時期が迫っている。このため、県と関係市共同で新たな土砂受入地の整備を行うこととしており、令和4年度から受入地整備に向けた環境調査に着手している。

令和6年度は、環境影響評価書作成等を行う予定であることから、整備スケジュールに影響が生じないよう、予算を確保する必要がある。

燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 施設園芸等燃料価格高騰対策（セーフティネット構築事業）の恒久化、十分な予算確保、発動基準価格の上限設定等制度の拡充
- 2 生産資材価格高騰に対する支援制度の創設
- 3 肥料価格の高騰に対応する恒久的なセーフティネットの創設と化学肥料の代替となる家畜排せつ物由来堆肥等の地域資源の利活用への支援
- 4 配合飼料価格安定制度の機動的な運用と耕畜連携等による国産飼料増産に係る施策の充実・強化、各種畜産経営安定対策や制度資金の柔軟な運用と十分な予算確保
- 5 牛乳・乳製品の消費拡大と消費者の理解醸成促進に係る活動への支援
- 6 農林水産物の適正な価格形成に向けた対応
- 7 公益的なインフラ施設である農業水利施設の燃料価格高騰対策に対する継続的な支援

【提案・要望の内容】

- 1 ① 令和7年度が事業期限となっている施設園芸等燃料価格高騰対策については、恒久化するとともに十分な予算確保をお願いしたい。
② 施設園芸セーフティネット構築事業および茶セーフティネット構築事業は、発動基準価格に上限を設定するとともに、国負担割合の拡大をお願いしたい。
③ 燃油・ガス等の燃料を利用する全ての農業者が、燃料価格高騰対策・セーフティネット構築事業への加入が可能となるよう制度の拡充をお願いしたい。
- 2 原油価格の高騰に伴い、燃料に加え、ハウス被覆フィルムやマルチ、養殖用支柱やロープ等の生産資材も高騰していることから、生産コスト上昇による影響を緩和し、持続的な経営につながるような生産資材に対する支援制度の創設をお願いしたい。
- 3 肥料価格費の急激な変動に対応するため、次の事項をお願いしたい。
① 肥料価格高騰に備えた恒久的なセーフティネットの創設
② 家畜堆肥を利用した混合肥料の開発や下水汚泥等の未利用資源の肥料化に向けた施設整備及び機械導入支援に係る十分な予算の確保
③ 家畜排せつ物由来堆肥について、耕種農家の円滑な活用を推進するための機械・施設等の整備への柔軟な対応や組織的な散布体制等の確立に向けた支援
- 4 ① 再生産可能な畜産経営が維持できるように、配合飼料価格安定制度の算定ルールの適宜見直しや財源の確保について、機動的な対応をお願いしたい。
② 国産飼料増産のためには、耕畜連携の強化が不可欠であるため、飼料生産に取り組む耕種農家が十分な所得を確保できるよう、水田活用直接支払交付金の充実等の必要な対策を講じていただきたい。また、国産飼料生産を後押しする飼料生産外部支援組織等の育成や運営強化に係る支援の充実をお願いしたい。
③ 畜産経営安定対策や各種制度資金について状況に応じた柔軟な運用と十分な予算の確保をお願いしたい。

- 5 酪農経営が生乳生産を抑制することなく、本来の規模に見合った生産が可能となるよう、飲用機会の創出や飲用習慣の定着化に係る消費拡大の取組み、及び酪農経営の現状や牛乳・乳製品の栄養価値への理解を促す取組みへの支援をお願いしたい。
- 6 農林水産業は食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える役割を担っている。農林水産業のもつ多面的機能について、国民の理解醸成を図るとともに、農林水産業者の経営存続のため、我が国の実情に合った適正な農林水産物の価格形成に係る施策や制度構築をお願いしたい。
- 7 令和5年が事業期限となっている国の農業水利施設省エネルギー化推進事業について、令和6年以降も継続的な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1
 - ① 農業者と国の拠出により、燃料価格が一定の基準を上回った場合に補填金を交付する施設園芸等燃料価格高騰対策事業については、令和7年度が事業期限となっている。
 - ② 発動基準価格は過去5か年、急騰特例基準価格は過去3年の平均単価を基に算定される。令和2年以降、燃油価格の高騰が続いており、現状の算定方法では、今後発動基準価格等が上昇し、補填が受けられない事態が生じることが懸念される。
また、燃油以外の様々な生産資材コストも上昇しており、農業者の経営が厳しくなっているため、現在、国と農業者で1:1の負担となっている積立金について負担軽減が必要である。
 - ③ 現行の対策では、野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営む者が支援対象となっているが、本県の特産作物である、いぐさ、葉たばこが、乾燥工程において、重油、灯油を使用しているにも関わらず、対象外となっており、支援が必要である。
- 2 農業者は、燃料だけでなく、ビニルなどの被覆資材やマルチ資材がこの3年間で20~35%程度高騰しており、農業所得が減少している。漁業者においても、養殖用飼料だけでなく、漁業生産に必要不可欠な養殖用資材や出荷用資材等がこの2年間で13%程度高騰しており、漁家経営を圧迫している。
農業者や漁業者が安心して営農を継続することができるよう、生産資材の価格高騰に対する対策または支援制度の創設が必要である。
- 3 原油価格や輸送料の上昇、中国によるリン酸肥料原料の輸出検査の厳格化措置、ロシアのウクライナ侵攻などの影響から、肥料価格は高騰したが、令和5肥料年度の秋肥（令和5年6月公表）は、県内の令和4肥料年度の春肥と比較して23ポイント下落した。
今後は、代替国からの肥料原料の調達等により肥料価格は落ち着くことが予想されるが、再び肥料価格が高騰することに備えて、肥料価格高騰時の影響を緩和する措置が必要である。さらに、国際価格の影響を受けにくい体質とするため、化学肥料の代替となる家畜ふん堆肥を利用した混合肥料の開発や、下水汚泥等の未利用資源の肥料化など国内資源の活用を推進することが必要である。
また、化学肥料代替として堆肥を利用する際の課題である堆肥のストックヤード及び堆肥散布に係る機械や散布労力を確保するためには、耕種農家が組織的に機械や施設を整備し、散布体制を確立することが必要である。

- 4 ① 配合飼料価格安定制度については、令和5年度第1四半期以降の対策として「新たな特例」を設け発動の条件や算定ルールが見直された。しかし、補填の上限が前四半期の4分の3と設定されたことから、特例による発動が続けば四半期ごとの補填が漸減し、農家負担の増加につながるおそれがあることから機動的運用が必要である。
- ② 価格高騰時の公的な支援制度のない粗飼料や単体の飼料穀物については、国内の自給率を向上させることが肝要であるが、畜産農家の持つ土地基盤や労働力のみでは長大作物や牧草類、子実用とうもろこし等の国産飼料の増産に限界があるため支援の充実が必要である。
- ③ 各種畜産経営安定対策や制度資金等についても、今後、飼料等の高騰の影響による個別経営体の資金繰りが悪化しており、状況に応じて経営安定対策の生産者負担金の納付猶予や制度資金の要件緩和・借入限度額の引き上げ等、柔軟な運用をお願いするとともに、これらの制度が適切に機能するよう、十分な予算の確保が必要である。
- 5 酪農経営においては、飼料や燃料の高騰に伴い生産コストの上昇を反映し、令和4年11月の乳価期中見直しが行われたが、以降、牛乳・乳製品の消費が停滞傾向にある。また、令和5年8月には再度、乳価期中見直しが行われ、牛乳等の店頭販売価格の値上げが行われたところである。国産の生乳を安定的に供給できる生産基盤を維持するためには、計画に沿った生乳生産を行うことで酪農家の健全な経営を持続するとともに、消費を持ち直すためのPR活動など効果的な取り組みの必要性が高まっている。
- 6 農林水産業は、食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える多面的機能を有している。その恩恵は国民全体に及ぶものであり、農林水産業が果たす役割について国民の理解醸成が重要である。
- 我が国の農産物の多くは市場流通が主流であり、卸売市場は、大量・多様な農産物の集荷と迅速な分配、公正で透明性の高い価格形成と確実な決済、大量流通による流通コスト削減など、多数の産地と多数の実需者を結ぶための効率的な流通に大きく貢献している。また、出荷された全量を引き受ける体制は産地にとって大きなメリットとなっている。一方で、市場流通による価格は、需要と供給のバランスにより決まることから、生産コストの上昇分を販売価格へ転嫁する仕組みとはなっていない。
- このような実情を踏まえ、農林水産業が果たす役割について、国民の理解醸成を図るとともに、我が国の実情に合った適正な農林水産物の価格形成の仕組みを構築することが必要である。
- 7 農業水利施設は、防災ダムや排水機場等の排水施設や、頭首工、かんがい用ダム、揚水機場等の用水施設などがあり、県内の農業を支えている。また、これらの施設は電気や重油などにより運転しているため、燃油高騰のあおりをうけ、維持管理費が増大している。特に、土地改良区が管理する農業水利施設の維持費については農家の負担金により賄われており、急激に増加した場合、土地改良区の経営が悪化し、農家の賦課金が増となることで経営が悪化する恐れがある。そのため、令和6年以降も継続的な支援が必要である。

赤潮被害対策への支援

提案・要望事項

【農林水産省、環境省】

- 1 事業継続・経営安定に関する支援
 - (1) 漁業災害補償制度（漁業共済）の見直し
 - (2) 運営資金の融資に関する支援
 - (3) 漁場の底質環境改善の取組みに関する支援
 - (4) 生け簀の大型化など施設整備に関する支援
 - (5) 赤潮に強い養殖魚の開発
- 2 有害赤潮の発生予察や被害対策技術の確立
- 3 赤潮監視体制強化への継続支援
- 4 赤潮対策に取り組む地方公共団体に対する財政的支援

【提案・要望の内容】

1 事業継続・経営安定に関する支援

(1) 漁業災害補償制度（漁業共済）の見直し

昨今の燃油、資材、飼料価格の高騰により養殖魚の生産原価も上昇している中、単位当たり共済価額の実態に即した見直しをお願いしたい。

併せて、経過率・生残率、対象魚種、掛金補助の適用範囲等についても、養殖業者の負担増を招くことなく、養殖現場のニーズを踏まえた見直しをお願いしたい。

また、かけ流し式のトラフグやヒラメの陸上養殖施設についても、漁業共済の対象とするよう制度の拡充をお願いしたい。

(2) 運営資金の融資に関する支援

赤潮により被害を受けた養殖業者に対する利子助成について、農林漁業セーフティネット資金等に対する国の無利子化措置の上限は、養殖業者の経営実態に鑑み、概ね1億円を上限とするようお願いしたい。

(3) 漁場の底質環境改善の取組みに関する支援

赤潮の発生抑制につながると考えられるため、養殖業者による富栄養化した養殖漁場の周辺の海底耕耘の取組みについて支援をお願いしたい。

(4) 生け簀の大型化など施設整備に関する支援

近年、頻発するカレニア赤潮に対応するため、マダイ、シマアジ、トラフグ、カンパチ養殖においても生け簀の大型化や足し網が推進されるよう、既存のリース事業等に赤潮対策特別枠を設けるなど、その整備に対する支援をお願いしたい。

(5) 赤潮に強い養殖魚の開発

現在、国において実施されている赤潮に強いブリの優良系統の選抜育種を加速化し、早急に開発するとともに、マダイ、シマアジ、トラフグ、カンパチ等の魚種についても赤潮に強い優良系統の開発をお願いしたい。

2 有害赤潮の発生予察や被害対策技術の確立

八代海海域の養殖業者が、持続的に魚類養殖を営んでいくためには、有害赤潮プランクトンによる被害を最小化するための技術開発が不可欠であることから、国が中心となり、地方公共団体、研究機関、大学等が連携した抜本的な赤潮対策推進体制を整備し、発生メカニズムの解明、発生防止対策及びAIや人工衛星を活用した常時監視システム等の防除技術の開発・実用化の早急な実現をお願いしたい。

3 赤潮監視体制強化への継続支援

赤潮被害の最小化に向けて、国からの支援を受けて、養殖業者が広域的な赤潮モニタリング調査を実施し、赤潮の早期発見に効果を発揮しているものの、赤潮被害を受けた中では、燃料費や資材代など負担が大きいことから、支援の継続をお願いしたい。

4 赤潮対策に取り組む地方公共団体に対する財政的支援

赤潮被害対策費用については、国により特別交付税の措置がなされているが、赤潮被害を受けた養殖業者に対する支援やへい死魚の処分費用など、頻発する赤潮への対策費用は地方公共団体にとって財政的に大きな負担となることから、特段の支援をお願いしたい。

【現状・課題】

昨年、約20億円の漁業被害が発生したカレニア赤潮に引き続き、今年6月～9月に発生したシャットネラ属、コクロディニウム、カレニア3種類の赤潮は、本県養殖業に15億円を超える被害をもたらした。

昨今の燃油、資材、飼料価格の高騰により、養殖業者は厳しい経営環境に置かれている中、2年連続の赤潮による甚大な被害を受けた養殖業者からは将来に向けた事業継続を不安視する声が挙がっており、事業継続や赤潮対策への支援が急務となっている。

(単位：千円、千尾・個)

	被害金額	被害尾数
津奈木町	19,155	15
上天草市	428,961	4,289
天草市	1,095,933	680
合計	1,544,049	1,124

令和5年赤潮による漁業被害



養殖場の被害状況

1 事業継続・経営安定に関する支援

養殖共済については、昨今の燃油、飼料等の高騰の中、漁業経営セーフティネット構築事業に

より影響が緩和されているものの、2年連続の赤潮被害により、養殖業者からは事業継続を不安視する声が上がっている。そこで、単位当たり共済価額や経過率・生残率、対象魚種、掛金補助の適用範囲等について、養殖業者のニーズを踏まえ、実態に即した制度の見直しが必要である。

また、赤潮により被害を受けた養殖業者に対する利子助成は現行1千万円が上限となっており、金利負担の軽減について、養殖業者の経営実態に即した見直しが必要である。

さらに、赤潮による被害を最小化するためには、赤潮の発生しにくい漁場環境や赤潮に対応した養殖施設の整備、赤潮に強い養殖魚の開発等が有効であるが、いずれも国による強力な支援が必要である。

2 有害赤潮の発生予察や被害対策技術の確立について

赤潮は、県境を超えて広範囲に拡大し、漁業被害を引き起こすため、赤潮発生メカニズムの解明や予察技術の開発、被害対策技術の確立などについては、国が主体となって取り組む必要がある。

3 赤潮監視体制強化への継続支援

令和5年度から国の予算を活用し、赤潮被害の最小化に向けた養殖業者による広域的な赤潮モニタリング調査が行われており、赤潮の早期発見に効果を発揮しているが、赤潮被害を受けた養殖業者が、今後継続してモニタリング調査を実施するにあたり、燃料費や資材代などの負担が大きいことから、令和6年度以降も国により継続して支援が必要である。

4 赤潮対策に取り組む地方公共団体に対する財政的支援

頻発する赤潮被害に対する支援などの対策費用は地方公共団体にとって財政的に大きな負担となっている。そのため、雪害対策等と同等となる8割の特別交付税措置が必要である。

地震からの着実な復興と地域経済の維持・発展に向けた 中小・小規模企業等への支援の強化

提案・要望事項

【財務省、経済産業省】

- 1 円滑な事業承継促進のための支援の継続
- 2 商工会・商工会議所が行う伴走型支援の機能強化のための経営発達支援計画実施への継続支援
- 3 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金の予算の確保
- 4 新型コロナウイルス感染症を始めとする経営環境の変化への対応に向けた事業者の新たな取組み等への継続支援

【提案・要望の内容】

- 1 コロナ禍等による後継者不足を背景とした倒産や廃業が増加傾向にあり、地域経済を維持・発展させるためには、さらなる円滑な事業承継及び経営資源の引継ぎの促進が必要であり、事業承継・引継ぎ支援補助金の継続とともに、事業承継・引継ぎ支援センター等の支援体制の強化を図ることにより、引き続き強力に支援いただきたい。
- 2 商工会・商工会議所による小規模事業者への伴走型支援の機能強化のため、経営発達支援計画の策定及び計画の実行に必要な経費の支援（伴走型小規模事業者支援推進事業補助金）を継続いただきたい。
- 3 小規模事業者支援推進事業費補助金について、本県では熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の影響を受けた小規模事業者の販路拡大等の取組みを支援するために活用しており、被災地域の復興に向け、引き続き支援が必要であることから制度の継続をお願いしたい。
- 4 新型コロナ、原材料価格の高騰等の経営環境の変化に対応するため、中小企業者の業態転換やビジネスモデルの変革といった事業再構築や販路開拓等の取組みが重要であることから、引き続き、事業再構築補助金や小規模事業者持続化補助金等にかかる予算の確保をお願いしたい。併せて、経営環境が悪化した事業者に対しては、状況に応じた資金繰り支援の継続と、既往債務の条件変更等、引き続き事業者の実情に応じた柔軟な対応に向けた取組みをお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では、事業承継診断の結果、4割超の事業者が「将来を語り合える後継者がいない」と回答しており、円滑な親族内承継の推進とともに後継者不在企業への支援が重要となっている。
事業承継・引継ぎ支援センターにおいては、相談件数・成約件数ともに年々増加傾向にあるが、事業承継の取組みをさらに後押しするため、事業承継・引継ぎ補助金により、専門家の活用や事業承継・引継ぎ後の設備投資等への支援の継続が必要である。

【参考】 事業承継・引継ぎ支援センター相談及び成約件数



- 2 商工会・商工会議所による経営発達支援計画（小規模事業者支援法）に基づく小規模事業者への伴走型支援の更なる推進と機能強化に必要な所要額の確保に向け、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金による支援の継続が必要である。
- 3 本県では、本事業を活用し、「熊本地震」及び「令和2年7月豪雨災害」で影響を受けた小規模事業者の販路開拓等の取組みに対して支援を行っている。売上が回復していない事業者も多く、復興には時間を要し、今後も、継続した支援が必要である。
- 4 新型コロナ、物価高騰等の経営環境が変化する中、事業者は業態転換やビジネスモデルの変革、販路開拓等に積極的に取り組む必要があり、事業再構築補助金や小規模事業者持続化補助金（通常枠・特別枠）を継続させることにより、これらの取組みを強力に後押しする必要がある。
また、令和2年に実行されたコロナ関連融資の元金返済も本格化しており、今後も資金繰りの悪化が懸念されることから、状況に応じた資金繰り支援が引き続き必要である。

大規模太陽光発電施設など再生可能エネルギー施設の建設に伴う 諸課題への対応強化のための交付金制度の創設

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

改正温対法に規定された「(再エネ) 促進区域」に再エネ発電施設が整備・運転された場合、立地市町村に交付金を交付する制度の創設

【提案・要望の内容】

大規模災害が頻発する中、住民の防災意識が高まっていることを背景として、大規模な地上設置型太陽光発電施設や風力発電施設の建設に伴う周辺環境への影響が懸念され、住民の不安を招くケースが起こっている。これに対応するため、令和4年4月に地球温暖化対策推進法が改正され、(再エネ) 促進区域制度が設けられた。しかし、地上設置型太陽光発電施設や風力発電施設に係る(再エネ) 促進区域の設定は、令和5年7月時点で全国でも12市町村に留まっており、ほとんど進んでいない。

このため、地域のインセンティブとして、(再エネ) 促進区域に再エネ発電施設が整備・運転された場合、立地市町村に交付金を交付する制度をご検討いただきたい。

【現状・課題】

- 令和4年4月に温暖化対策推進法に地域共生型再エネ立地を促進するため市町村が指定する「(再エネ) 促進区域」の制度が創設され、本県は市町村が(再エネ) 促進区域を指定できるよう県基準やそれを地図化したゾーニング図の作成を行い、市町村支援を行っている。
- しかし、市町村からは「市町村にとって、指定のメリットがなければ積極的に実施できない」との声が多く上がっていることから、(再エネ) 促進区域の指定が進まず、結果として、再エネの供給が進まない可能性がある。



大規模な地上設置型太陽光発電施設

公共事業予算の安定的な総額確保

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 社会資本整備の着実かつ計画的な推進に必要な予算総額確保
- 2 老朽化対策に対する持続的な支援

【提案・要望の内容】

- 1 激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、地方創生に向けた取組みを下支えするため、さらに本県の基幹産業である農林水産業における農山漁村の安全・安心の実現や生産性の向上を図るためには、道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・下水道などの社会資本整備を着実かつ計画的に推進する必要があります。現下の資材価格の高騰を踏まえた必要な予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が著しく、一斉に更新時期を迎えていることから、計画的に維持修繕や更新を進めていくために必要な支援をお願いしたい。
また、公共性の高い排水機場等の農業水利施設は老朽化が進んでおり、維持補修に係る地元負担が年々増加していることから、維持補修等に要する財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県における社会資本の整備状況の一例として、道路改良率は58.6%（全国35位、道路統計年報2022 都道府県別道路現況）であるなど依然として低い水準である。
また、社会資本の整備は安全・安心な社会を実現するだけでなく、世界的半導体企業であるTSMCをはじめとする企業立地、雇用、民間投資の誘発に加え観光客の増加といった地方創生に向けた様々な効果を発揮するものであることから、戦略的かつ計画的な整備の推進が必要である。
- 2 道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・下水道などの社会資本の整備は、未来への投資であり、その社会資本を将来世代に確実に引き継いでいく必要がある。
しかし、高度経済成長期に整備された老朽化した社会資本の更新は待ったなしの状況であり、農業用の排水機場については、耐用年数（20年）を超える施設が6割を超えるなど、計画的な維持修繕や更新が必要であるが、更新整備には膨大な費用を要するため長期間に及ぶ見込みである。このため、更新整備までの年々増加する施設の機能維持管理費についても支援が必要である。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた支援

要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、国土交通省】

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備に対する技術的協力と最大限の財政支援

【要望の内容】

空港アクセス鉄道は、本県の長年の課題である空港アクセスの改善にとどまらず、平成 28 年熊本地震からの創造的復興、半導体関連企業の集積に向けたインフラの礎として、50 年後、100 年後を見据えた将来の熊本、ひいては日本の発展に寄与するものである。

これまでの様々な検討を経て、令和 4 年 12 月、空港アクセス鉄道を「肥後大津ルート」で整備することを決定し、早期実現に向け、J R九州とも協働で取組みを進めていくことを確認している。

既に、肥後大津ルートの深度化調査や環境アセスメントなど具体的な検討を進めているところであることから、鉄道事業許可に向けた専門的な知見に基づく技術的な助言と、国家プロジェクトに資する本事業の意義に鑑みた国を挙げての最大限の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

○現状と課題

- ・空港利用者のアクセス手段は、自動車利用に大きく依存している。
(自家用車 44.8%、レンタカー 23.7%、リムジンバス 15.2%、タクシー 7.1%)
- ・朝夕ラッシュ時の道路渋滞により、空港アクセスの定時性、速達性確保が課題である。
- ・空港運営会社は、約 30 年後には空港旅客数を約 2 倍に引き上げる目標を公表しているが、現状の公共交通アクセス（リムジンバス）では今後増加する見込みの空港利用者に対応できず、大量輸送性確保も課題である。
(国内線・国際線旅客数：2017 年度 334 万人 → 2051 年度 622 万人)
- ・こうした中、県内経済 5 団体から県に対し、空港アクセス鉄道の早期実現に関する要望（R4. 10 月）がなされ、県議会においても「空港アクセス鉄道整備の早期実現に関する決議」が可決（R4. 12 月）されている。
- ・T SMCの進出に対応し、更に半導体関連企業の集積を促進していくためには、道路や上下水道等の社会資本を短期・集中的に整備する必要があり多額の財政支出が想定される中、空港アクセス鉄道の実現には国の思い切った支援に頼らざるを得ない状況である。

○検討状況

- ・これまでに、各交通手段（鉄道、モノレール、L R T、B R T）によるアクセス改善策の比較検討を行い、J R豊肥本線からの鉄道分岐延伸を最適案として選定。
- ・令和 2 年度以降、有識者や交通事業者、経済界などからなる空港アクセス検討委員会を開催し、幅広く意見を聴取。
- ・令和 3 年 11 月に決定した T SMCの進出等を踏まえ、「三里木ルート」「原水ルート」「肥後大津ルート」について調査・検討を実施し、空港アクセス検討委員会での意見や J R九州との確認書の取り交わしを踏まえ、令和 4 年 12 月に「肥後大津ルート」での整備方針を決定。

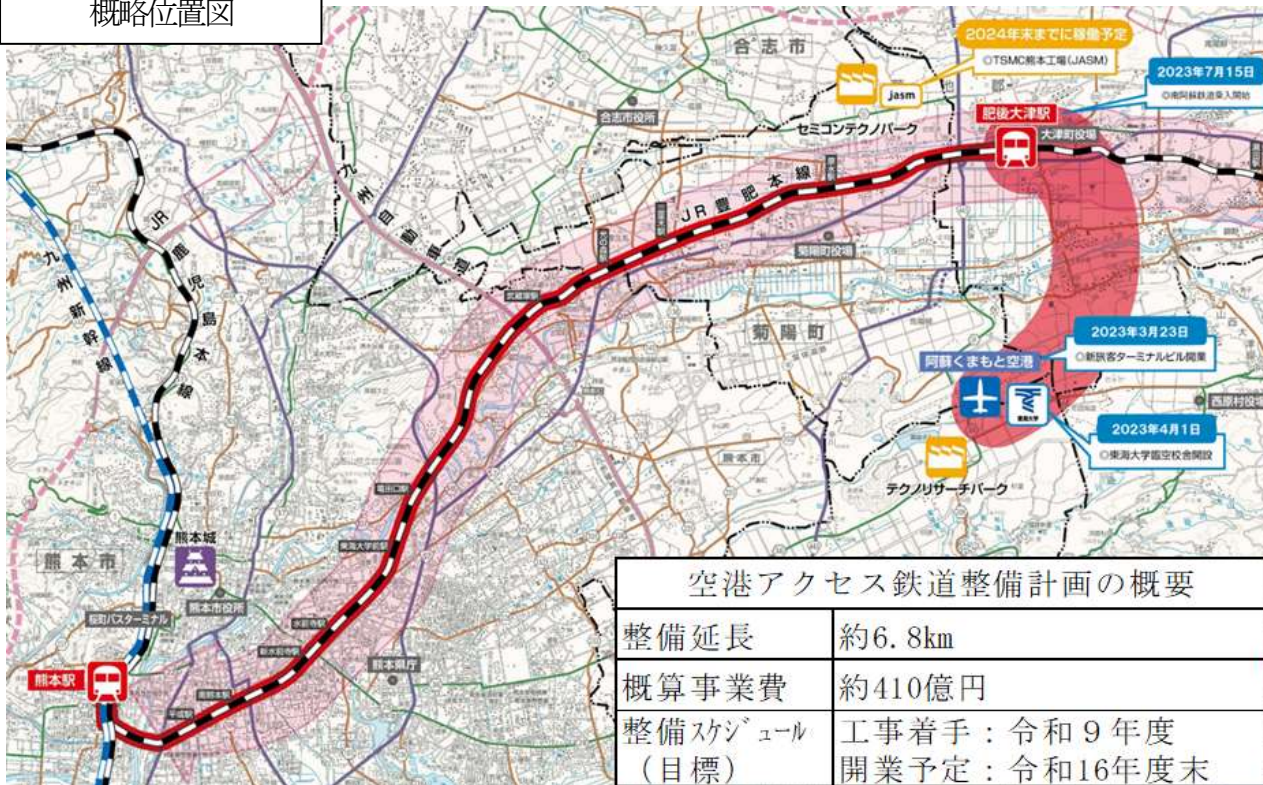
○空港アクセス鉄道整備により期待される効果

- ・空港周辺地域や豊肥本線を含む空港アクセス鉄道沿線地域における半導体関連産業や、新たな

先端産業の集積への期待、将来の県経済の発展を見据えた地方創生の「形」づくり

- ・アフターコロナやTSMC進出により見込まれるインバウンド増加への対応
- ・県内及び九州一円の鉄道ネットワークを介した観光誘客や経済活性化、航空路線の誘致促進
- ・人口増加が続いている豊肥本線沿線地域や空港周辺地域の利便性向上
- ・自動車から公共交通機関への転換による道路渋滞の緩和及び二酸化炭素排出量の削減

概略位置図



土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等

【内閣府、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等

【提案・要望の内容】

頻発する土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等をお願いしたい。

【現状・課題】

- 熊本県内の土砂災害警戒区域約2万7千箇所（指定予定含む）の約9割で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定（予定）されており、そこには2万戸以上の人家が立地している。
- 土砂災害を防止する為のハード対策は人家5戸以上の限られた区域が対象となっている。一方で、土砂災害は毎年各地で頻発しており、土砂災害から人命を守り、地域の防災力の向上を図るためには、効果的なハード対策と合わせてソフト対策の強化が不可欠である。
- 熊本県では土砂災害から人命を守るために、レッドゾーンから安全な地域への住宅移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を平成27年度（2015年度）から県単独事業で実施しており、本事業を活用した移転者は年々、増加の傾向にある。
- 地方では、今後、少子高齢化・人口減少が続き、ハード対策の対象外となる地域の更なる増加が予測される中、危険箇所から人家を移転することは人命を守るために極めて有効なソフト対策であると考えられる。
- このためレッドゾーンからの移転経費に対する補助の新設や、既存制度である「がけ地近接等危険住宅移転事業」や「居住誘導促進事業」の要件拡充等、危険箇所からの住宅移転を促進し住民の生命・身体を守るための新たな交付金制度の創設等による財政支援が必要である。



九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

1 幹線道路ネットワークの整備推進

- 九州中央自動車道
- 南九州西回り自動車道
- 中九州横断道路
- 有明海沿岸道路
- 熊本天草幹線道路

2 道路関係予算の安定的な総額確保

【提案・要望の内容】

1 熊本地震や豪雨災害など、近年の激甚化・頻発化する災害に対応するため、強靱で信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築や平常時・災害時を問わない安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワークの構築が重要である。

本県においては、九州中央自動車道「矢部清和道路」や中九州横断道路「大津熊本道路（大津西～合志）」の令和4年度事業化に続き、有明海沿岸道路「荒尾道路」の令和5年度新規事業化など、幹線道路整備を大きく前進いただいている。

これらの取組みをさらに加速させ、県内はもとより九州全体の発展につなげるため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

○九州中央自動車道

- ・「山都中島西 IC～山都通潤橋 IC」間の一日も早い開通、「矢部清和道路」、「蘇陽五ヶ瀬道路」の事業推進、「清和～蘇陽」間の早期事業化

○南九州西回り自動車道

- ・「水俣 IC～県境」間の完成時期の公表と早期整備

○中九州横断道路

- ・「熊本北～下硯川」間（熊本環状連絡道路）、及び「大津～大津西」間の早期事業化、「大津熊本道路」の早期完成に向けた有料道路制度の活用検討と事業加速化、「滝室坂道路」の供用年度の明示と早期完成、「竹田阿蘇道路」の早期整備

○有明海沿岸道路

- ・「三池港 IC 連絡路」の早期整備、「荒尾道路」の事業推進、「荒尾市～長洲町」間の早期事業化、「長洲町～玉名市」間の計画段階評価の早期着手及び完了、「玉名市～熊本市」間の早期整備に向けた取組みの推進

○熊本天草幹線道路

- ・「大矢野道路」、「本渡道路Ⅱ期」の早期整備のための所要額確保
- ・「熊本宇土道路」及び「宇土道路」の早期整備、「宇土三角道路」の事業推進

2 道路関係予算を安定的に確保し、必要な道路整備を計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算・財源については、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確保いただくとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的かつ安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源の別枠での確保をお願いしたい。

【現状・課題】

本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えのもと、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、九州の一体的な発展を図るとともに、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるよう整備を進める必要がある。

特に、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路については、観光振興や沿線の産業・経済活動に寄与するとともに、今後、南海トラフ地震の発生が懸念される中、熊本と宮崎や大分とを結ぶ「命の道」として整備が急務である。

県内はもとより、九州全体の発展につなげるため、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路など、本県の高規格道路の整備をさらに加速させる必要がある。

九州の高規格幹線道路概要図



熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援

【国土交通省】

提案・要望事項

熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けた最大限の支援

【提案・要望の内容】

熊本都市圏の円滑な交通に資する都市交通ネットワークを形成するため、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路（以下、熊本都市圏3連絡道路）の早期実現に向け、以下の事項について技術面・財政面等に係る最大限の支援をお願いしたい。

- 1) 概略ルートや構造等の検討の加速化
- 2) 早期整備のための有料道路制度の活用検討
- 3) これらの調査・検討に必要な予算の確保

【現状・課題】

熊本県内においては、九州中央自動車道や南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路など、九州の各県や県内主要都市を結ぶ高規格道路の整備が進められている。

しかしながら、それら高規格道路がつながる熊本都市圏においては、熊本市中心部の平均旅行速度及び主要渋滞箇所数がいずれも3大都市圏を除く政令指定都市ワーストワンであるなど、常態化した交通渋滞により市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている状況にある。

そのような中、令和3年6月に熊本県・熊本市により策定した「熊本県新広域道路交通計画」において、熊本都市圏における円滑な交通ネットワークの形成のため、熊本市中心部から九州縦貫自動車道までを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ「10分・20分構想」を掲げ、定時性と速達性を兼ね備えた熊本都市圏3連絡道路を新たな高規格道路として位置づけた。

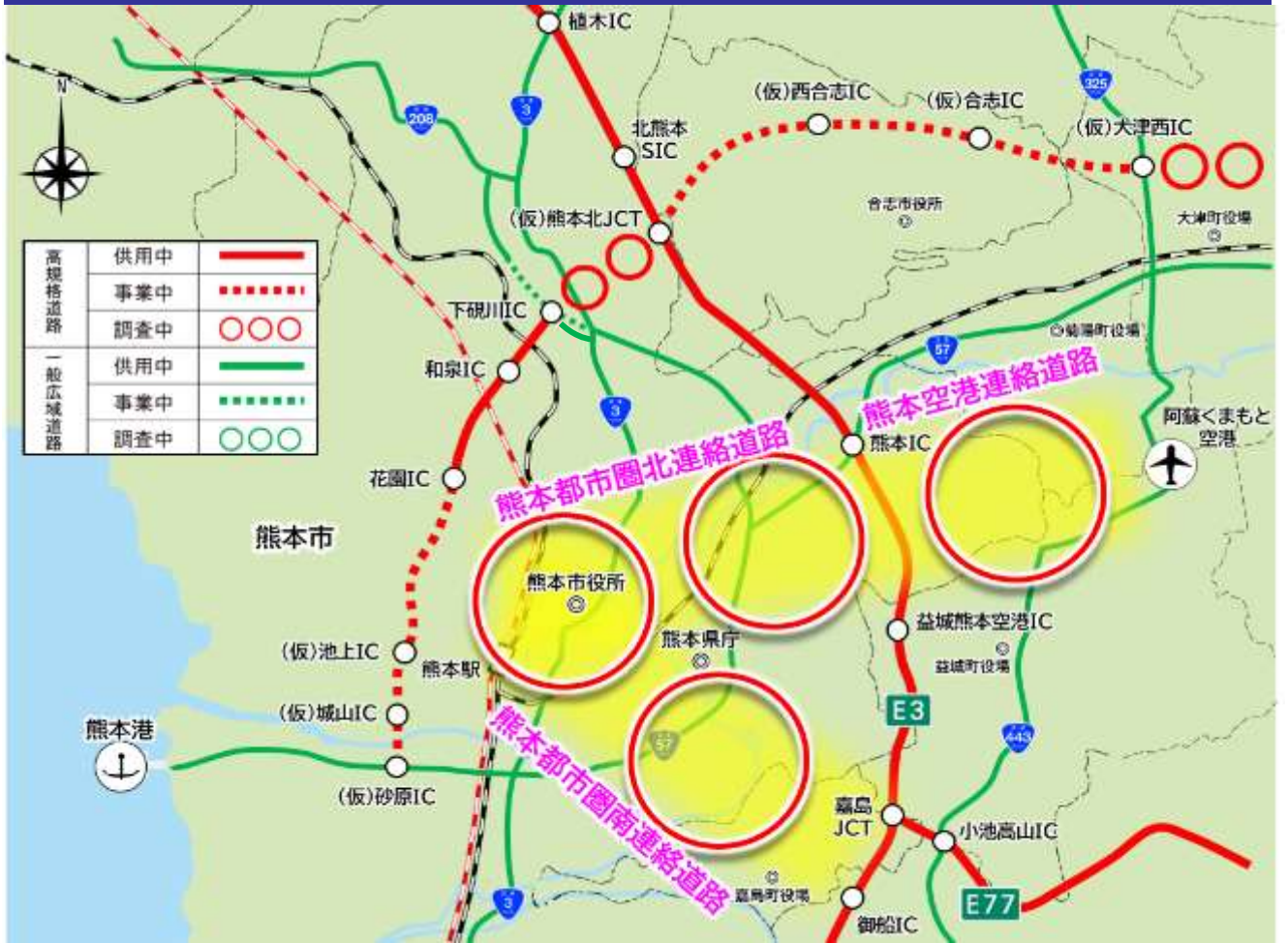
県と熊本市では、「熊本県・熊本市調整会議」において、熊本都市圏の渋滞解消が喫緊の課題であるとの共通認識のもと、計画の早期実現に向けて有料道路制度の活用検討を進めるとともに、県民・市民の機運醸成に向けて取り組むことを合意した。また、令和4年8月には、「熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会」を設立し、計画の早期実現に向けて経済界と行政が一体となって建設促進活動等に取り組むこととした。

さらに、令和4年10月には、国、県、熊本市の道路管理者3者に、学識者や経済界を加えた「熊本都市道路ネットワーク検討会」により、地域との合意形成を図りながら計画の早期実現に向けて取り組むことを確認し、住民参加型の道路計画検討を進めることとしている。

熊本都市圏における交通課題の解消はもとより、世界的半導体企業であるTSMCの進出を契機として、熊本が日本の「経済安全保障」の一翼を担い、九州全体の発展につなげるためにも、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向け、技術面や財政面等、国の強力な支援が必要不可欠である。

熊本県新広域道路交通計画（令和3年6月）

熊本都市圏の新たな3つの高規格道路「10分・20分構想」



「10分・20分構想」のイメージ図



地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地域住民に必要不可欠な生活交通手段である路線バスや地域鉄道の確保・維持等に対する国庫補助について、必要な予算額の確保
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地域間の格差を解消し、より実態に即した方法で算定するよう見直し
- 3 持続可能でかつ利便性の高い路線バスサービスの提供に向けて、路線バス事業者が行う共同経営の取組みに対する支援

【提案・要望の内容】

- 1 路線バスや地域鉄道は、いずれも地域住民の通学・通院・買物等の生活を支える交通手段として必要不可欠なものであるが、人口減少等を背景に各事業者ともその経営状況は厳しく、収支改善に向けた生産性向上の取組み等を検討・実施してもなお、それを支援する県及び市町村の負担は年々増加傾向にあることから、必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金は、地域区分(補助ブロック)ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本県は、南九州ブロック単価(R5:298.05円)が適用されているが、実態に即していない状況となっていることから北九州ブロック単価(R5:406.71円)の適用や、中九州ブロック単価の新たな設定などの見直しをお願いしたい。
- 3 本県のバス事業者5社は、令和3年(2021年)4月から重複区間の最適化など共同経営を開始。分析システムの構築、共通定期券の導入、共同経営計画(第2版)策定等について、県としても財政支援を行っているが、国においても継続的な支援を要望するものである。また、複数社による営業所の共有や、運行管理者の兼務等について道路運送法における基準の緩和等についてお願いしたい。

【現状・課題】

1 ○ 路線バス

路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金において、平成28年度(2016年度)の補助額内定時に、予算の範囲内で補助対象経費の額の調整(減額査定)を行う可能性が示唆された。結果的には減額査定は行われなかったが、満額の補助金が交付されない事態が発生した場合、バス事業者や県・市町村の負担増加に繋がるとともに、結果として路線の縮小を招きかねないこととなる。

○ 地域鉄道

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業において、令和4年度(2022年度)補正予算及び令和5年度(2023年度)当初予算で、各事業者からの要求額の満額が確保された。過年度においては車両保存費に係る一部の所要額の予算が確保されない年もあり、各事業者では設備の老朽化が進

んでいることから、今後さらなる費用の増大も見込まれているため、要求額どおりの予算が確保されない状況が継続すると、必要な設備整備が行えずに安全輸送に支障をきたし、ひいては事業継続が困難となりかねない事態となることとなる。

2 県内バス事業者のうち、特に熊本都市圏周辺を主な運行エリアとしているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」は、南九州ブロック単価（R5：298.05円）を大幅に上回っている状況（A社：約362円）にあり、実質赤字系統であっても補助対象基準に適合しないなど、実態に即していない仕組みとなっている。

3 国においては、地域交通の「リ・デザイン」の議論を踏まえ、バス・タクシー等の「エリア一括協定運行事業」をはじめとした支援制度を創設しているところではあるが、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて、官民共創、事業者間共創の取組みに対して、継続的な支援が必要である。また、会社間の垣根を越えた取組みを進めていくという観点で、複数社による営業所の共有や、運行管理者の兼務といったことが可能になれば、より効率的な路線網の構築が可能になると考えられる。

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 天草・県南地域の海上交通の維持確保及び充実を図るために必要な支援の拡充
- 2 「島原・天草・長島架橋構想」及び「八代・天草シーライン構想」の具体化

【提案・要望の内容】

- 1 海に囲まれた「天草地域」、八代市を中心とする「県南地域」は、海上交通が地域住民のライフラインとして重要な役割を果たしており、また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等の世界文化遺産登録、八代港へのクルーズ船寄港増加などにより、県境を越えた広域的な交流が活発化していることから、天草地域及び県南地域における海上交通の維持・確保及び充実を図るため、国庫補助対象航路の拡大など必要な支援の拡充をお願いしたい。
- 2 九州地方新広域道路交通計画で構想路線として位置付けられた「島原・天草・長島架橋構想（島原天草長島連絡道路）」や八代・天草を結ぶ「八代・天草シーライン構想」は、天草・県南地域の地方創生、ひいては熊本県の発展に寄与する重要な構想である。構想段階にある交通ネットワークの具体化推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 天草地域及び県南地域では、少子高齢化による利用者数の減少に伴う経営状況悪化などのため、多くの定期航路が休廃止されており、航路の維持確保が喫緊の課題となっている。本県では、地元自治体と連携して、国庫補助の対象とならない離島航路及び半島航路に運営費補助を行っているが、船舶の老朽化に伴う修繕費の増加や代替船建造等が課題となっている。
- 2 「島原・天草・長島架橋構想」においては、関係機関と連携しながら、実現に向けて要望活動、自然観測調査等を継続して実施している。長崎、熊本、鹿児島で設立する協議会では、毎年、600人規模の構想推進地方大会を開催し、国による調査再開を提言する決議を行っている。

「八代・天草シーライン構想」においては、知事を会長とし、県議会、地元首長、県の商工団体が参画する協議会を令和3年2月に設置。同年12月、令和4年10月に構想推進大会を開催した。

また、令和4年4月、令和5年6月に、構想の早期実現を国に要望した。



並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 並行在来線の鉄道施設・設備や車両に係る修繕・更新費に対する支援制度の拡充及び必要な予算額の確保
- 2 並行在来線に対する赤字補填・運営費助成等の財政支援制度及び地元負担に対する地方財政措置の構築
- 3 自然災害等による鉄道ネットワーク不通の影響（線路使用料収入の予期せぬ減少）が生じた場合における支援制度の構築

【提案・要望の内容】

- 1 並行在来線は、収益性の低い区間のみが分離されたものであり、極めて厳しい経営状況が続いている。安全かつ安定的な運行に必要な不可欠な鉄道施設等は、今後、老朽化による多額の費用負担が見込まれることから、社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）における並行在来線の簡易かつ優先的な採択を含む国庫補助事業の十分な予算枠の確保と令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しを含む新たな仕組みづくりをお願いしたい。
- 2 鉄道施設等の維持には多額の費用を要するため、公的支援が必要不可欠であるが、地方の財政事情が悪化する中、今後の維持存続が危惧されている。そのため、現行の鉄道施設等の修繕・更新費に対する補助制度のみならず、赤字補填や運営費補助等の新たな財政支援制度や地元負担を軽減するための地方財政措置（路線バスと同等の特別交付税措置）の構築をお願いしたい。
- 3 自然災害等による鉄道ネットワークの分断は、全国の貨物鉄道の運行に影響を及ぼし、並行在来線各社において鉄道施設等の修繕・更新費の財源に充てられている線路使用料収入の予期せぬ減少を招くことを踏まえ、並行在来線の安定的な運営を支える仕組みとなるよう貨物調整金制度における配慮をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 並行在来線については、JRから経営分離される際に「事業譲受」という形で実質的な事業再構築を行っており、関係者との協議や経営計画の策定等を経て開業したため、地域公共交通再構築事業の採択要件を既に満たしていると考えられる。また、貨物調整金制度については、平成27年1月14日付け政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」により制度見直しの方向性が示され、令和13年度以降は「貸付料を財源とせず、並行在来線に必要な線路使用料の確実な支払いを確保する新制度へ移行する」とされている。
- 2 R4決算では経常損益が9.5億円の損失計上となり、開業（H16）以降、19年連続で赤字となっている。中期経営計画を策定し、経営改善に向けた各種取り組みを実施しているが、沿線の人口減少や燃料価格高騰等の影響を大きく受け、未だ改善の見通しは立っていない大変厳しい状況である。
- 3 H30年7月に発生した西日本豪雨において山陽本線が不通となった際、同年7月～10月にわたってJR貨物の貨物列車が運休減便となり、線路使用料収入が約40,000千円減額。当初予定していた鉄道施設等の修繕・更新を翌年度に繰り延べるなどで対応している。

阿蘇山直轄砂防事業の促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇山直轄砂防事業の促進に必要な予算の確保
- 2 事業箇所の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 阿蘇地域の住民の生命、財産を守るため、土石流・流木による被害を防止・軽減する「阿蘇山直轄砂防事業」に必要な予算の確保をお願いしたい。
- 2 荒廃が著しい箇所の対策を行うため、事業箇所の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 阿蘇地域は、全国平均の約2倍の年間降水量や火山性の脆い地質で土砂災害が起こりやすい。平成28年(2016年)の熊本地震とその後の降雨により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生するとともに、膨大な量の不安定土砂が残存し、土砂災害の発生リスクが高まった状態となった。県では、災害関連緊急事業や激甚災害対策特別緊急事業等の採択を受け、砂防堰堤等の整備を進めることとなったが、流域の荒廃は著しく、更なる対策が必要な状況にあった。

このような中、阿蘇地域における土石流・流木災害から、人命・財産を守るとともに、白川・黒川流域の土砂・洪水氾濫リスクの低減を図るため、平成30年度(2018年度)から国交省による阿蘇山直轄砂防事業に着手していただいた。令和3年(2021年)4月には、対策工事の本格化に向け阿蘇砂防事務所を開設していただき、強力に事業を推進していただいております。事業予定箇所(25施設程度)のうち、これまでに7施設の整備が完了し、現在11施設で事業が進められている。

- 2 熊本地震で生じた崩壊土砂に加え、昨今の激甚化・頻発化する豪雨や火山性の脆い地質と地震による地盤の緩みにより、今後大量の不安定土砂が長期間にわたって流出を続けることが懸念されることから、現在事業実施中の施設整備を集中的に実施していただくとともに、将来にわたり対応が必要である。

阿蘇山直轄砂防事業

期 間：平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度)(予定)
総事業費：約256億円

盤名木川第2砂防堰堤((阿蘇市)R4.6完成)



東下田川2砂防堰堤((南阿蘇村)R5.8完成)



立野ダムの整備推進

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 立野ダムの安全性の確認による年度内の着実な完成並びに景観・環境等に配慮した事業の実施及び流域住民への説明の継続
- 2 ダム完成後の適切な運用・維持管理のための体制の確保、地元市町村と連携したダムを活かした地域振興への取り組みの継続

【提案・要望の内容】

- 1 立野ダムについて、試験湛水などダム、基礎地盤及び貯水池周辺地山の安全性の確認による年度内の着実な完成をお願いするとともに、景観・環境等に配慮した事業の実施及び流域住民の方々の理解を深めていただくための取り組みの継続をお願いしたい。
- 2 また、ダム完成後についても、ダムの適切な運用並びに維持管理を行うための体制を確保するとともに、ダムを活かした地元市町村と連携した地域振興への取り組みについても、継続されるようお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 熊本市中心部を流れる白川は、「平成24年7月九州北部豪雨」により至る所で越水が発生するなど、これまでも度々洪水被害が発生している。白川では、令和2年（2020年）1月に河川整備計画を変更し、更なる治水安全度の向上を目指し国と連携し整備を進めているところ。
- 2 治水安全度向上には、河川整備計画に位置付けられた立野ダム建設事業や白川河川改修事業の促進など総合的な治水対策の推進が必要である。立野ダムは平成30年（2018年）に本体工事に着手し、今年度のダム事業完了に向け、工事や試験湛水に向けた準備が進められている。
- 3 立野ダムの安全性の確認による年度内の着実な完成をお願いするとともに、景観・環境等の配慮や、流域住民の方々の理解を深めていただくための取り組みを継続されたい。

また、ダム供用後においても、ダムを適切に運用し、維持管理する体制を確保するとともに、地元市町村と連携したダムを活かした地域振興への取り組みについても継続をお願いしたい。

【平成24年7月九州北部豪雨の浸水状況】



白川(県管理区間)：熊本市北区龍田1丁目
【ダム本体の工事状況】



令和5年9月末時点：打設率100%

【完成後のイメージ(流水型ダム)】



上流側からダムを望む
【流域住民向け見学会】



令和5年9月開催 流域内住民の現地視察

阿蘇くまもと空港の機能強化及び天草エアラインへの支援

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 TSMC進出により見込まれる人流・物流の増加に対応するための空港機能強化の一環としてのC I Q体制の充実・強化及び航空機地上支援業務（グランドハンドリング）に係る体制整備の支援等
- 2 地域のライフラインを担う天草エアラインへの支援の充実・強化

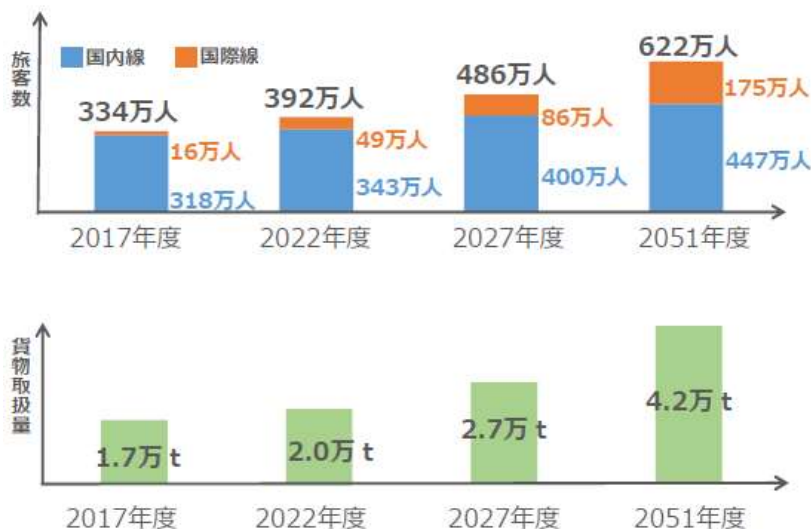
【提案・要望の内容】

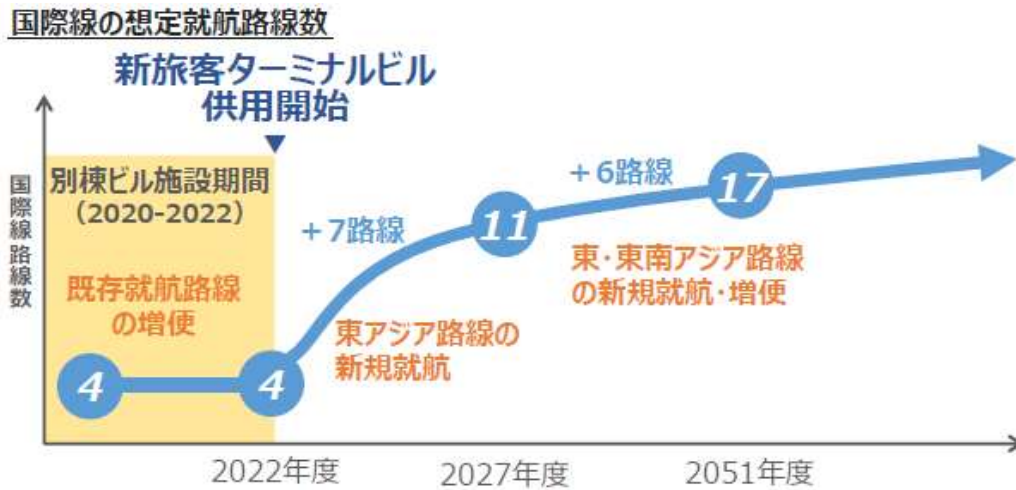
- 1 阿蘇くまもと空港では、新型コロナウイルス感染症収束後、空港運営会社によるエアライン誘致の加速化やTSMC進出による波及効果等により、人流・物流の増加が見込まれるため、円滑な出入国手続きや国際航空貨物の取扱いのために、C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制について、充実・強化をお願いしたい。
また、現在、阿蘇くまもと空港を含む地方空港において、航空機の離発着に不可欠な航空機地上支援業務（グランドハンドリング）の人材不足が顕著となっており、国による積極的な支援等の実施を早急をお願いしたい。併せて、本年度で措置期限を迎えるグランドハンドリング車両における軽油引取税の課税免除措置についても継続をお願いしたい。
- 2 地域航空ネットワークを安定的に確保するためにも、更なる公租・公課の減免やその基準の見直し、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）」に係る要件緩和、仕組みづくりなどの支援の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 現在、阿蘇くまもと空港の国際線は、令和5年1月5日に復便した韓国路線及び令和5年9月から新たに就航する台湾（台北）路線を除き、台湾（高雄）路線や香港路線は運休している。空港運営会社は、将来目標（2051年度国際線17路線、利用者数175万人）を達成するため、エアライン誘致を加速化させることとしている。
また、TSMCの熊本進出により、国内外の人流・物流の増加が見込まれ、C I Q体制の充実・強化が必要である。

旅客数・貨物取扱量の目標値





航空機地上支援業務（グラウンドハンドリング）は航空機の離発着に不可欠であるが、コロナ禍での離職者の急増、厳しい労働環境等による採用競争力の低下等により、人材不足が顕著となっており、特に地方空港において国際線の復便や新規路線就航のボトルネックとなっている。

現在、国土交通省の「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」により、体制整備のあり方等について検討が行われているが、早期の国際線充実のためにも、関係機関が連携した実効性のある支援が必要である。

また、航空ネットワークの維持、安定した航空輸送サービスのために、空港内におけるグラウンドハンドリング車両の軽油に係る軽油引取税の課税免除特例措置が行われているが、航空ネットワークの維持のためにも継続が必要である。

空港業務(グラハ・保安検査)に関する現状

国土交通省

- 空港業務（グラハ・保安検査）は飛行機の発着に不可欠であるが、厳しい労働環境等により、コロナ前から人材不足が懸念されていた。
- その後、コロナによって航空需要が激減したことで、コロナ禍によって「輪轉車業界」というイメージが定着、若者等から敬遠されてきていることにより、離職者の急増、採用競争力の低下という課題に直面している。
- 地方空港等においても国際線を円滑に確保していくためには、これまでに以上に人材確保・育成、生産性向上を推進していく必要がある。

人材不足の現状

【グラウンドハンドリング作業員】

- コロナ前と比べて、作業員数は約1/2に減少している。
- コロナ前から人材不足が懸念されていたランク部門だけでなく、旅客部門の人員減少も顕著になっている。

【保安検査員】

- コロナ前と比べて、検査員数は約2割減少している。

【航空専門学校の入学者】

- コロナ前と比べて、入学人数は約4割減少している。

【参考】グラウンドハンドリング業務の例

ラック	機上乗降機	機上乗降機	機上乗降機
旅客サービス	旅客サービス	旅客サービス	旅客サービス

【参考】保安検査業務の例

手荷物検査	手荷物検査
-------	-------

2 天草地域の唯一の高速交通機関である天草エアラインにおいては、1機運航による高コスト構造、機材不具合時の欠航発生等の構造的課題がある。日本エアコンピューター社との機材整備に係る協業（H30～）や「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合」（EASLLP）による系列を超えた各種協業の推進（R1～）などにより運航品質の向上に努めているが、安定運航・収益改善のためには、「公租・公課の減免やその基準の見直し」、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）に係る要件緩和、仕組みづくり」などの支援の充実・強化が必要である。

熊本港の整備推進

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 耐震強化岸壁の整備推進
- 2 防波堤（南）の整備推進

【提案・要望の内容】

- 1 熊本港が熊本都市圏の防災拠点としての機能を発揮するとともに、地震等大規模災害時に世界的半導体企業であるTSMCや関連企業を含む背後圏企業のサプライチェーンを維持していくため、港湾予算の更なる拡充と耐震強化岸壁の着実な整備推進をお願いしたい。
- 2 熊本港が安全で安定的な海上交通ネットワークを確保するため、引き続き、港内の静穏度確保に向けた防波堤の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成28年熊本地震では、港を利用した緊急支援物資の搬入や給水・入浴支援、ホテルシップなどの支援が実施され、海上からの多種多様な支援の重要性が認識されたが、熊本港には耐震性を備えた岸壁がなく、本県の防災拠点としてのみならず、今後予想される南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、災害支援活動や経済活動を支える九州の広域防災拠点としての役割を果たすためにも、耐震強化岸壁の整備が必要である。

また、熊本港の背後圏では、TSMCの進出を機に半導体関連産業の集積や設備投資が活発化しており、中九州横断道路や熊本西環状道路等の道路ネットワークの整備が進むなか、熊本港の物流拠点としての重要性が高まっている。加えて、本年4月から熊本港と神戸港を結ぶ新たな国際フィーダー航路が就航し、神戸港を経由したグローバルな海上輸送も可能となったことで、熊本港のコンテナ取扱量は増加傾向である。一方で、今後も増加が見込まれる物流需要に対して、既存岸壁の取扱能力の逼迫が予想される。

港湾が、企業のBCPについては日本の経済安全保障の観点から、大規模災害時にも物流・防災拠点として背後圏企業の事業継続を支援していくためには、港湾予算の更なる拡充が必要であり、熊本港においては、取扱貨物の増大と防災機能の強化のため、耐震強化岸壁の整備を推進する必要がある。

- 2 熊本港は、長崎県とフェリーで結ぶ海陸交通の重要な結節点でもあり、これらの機能を十分に発揮するためには、港内静穏度の確保等、港湾機能の向上を図る必要がある。



【九州を支える広域防災拠点】



【熊本港における災害支援活動】



【熊本港背後の熊本都市圏人口】



【熊本県の産業集積マップ】



【熊本港と企業集積地間の道路ネットワーク】

八代港の整備推進

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 水深12m岸壁の早期事業化
- 2 水深14m航路等の整備推進

【提案・要望の内容】

- 1 林産品の外貨貨物需要に対処するとともに、物流機能の効率化及び企業誘致の促進を図るため、港湾予算の更なる拡充と加賀島地区における水深12m岸壁の早期事業化をお願いしたい。
- 2 県内最大の物流機能を有する八代港の更なる機能強化に必要な水深14m航路等の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 八代港は、近年の海外における原木需要の増加に伴い、原木の取扱いが急激に増加しており、令和5年3月には、取扱量の拡大が見込まれる産地の木材輸出を支える「林産品輸出拠点港湾」にも選定された。
この原木を取扱う外港地区では、蔵置場不足や岸壁利用調整の過密化解消、新たな企業誘致用地の確保が望まれている。
これらの課題に対処するため、令和3年12月、加賀島地区の港湾計画に新たな公共埠頭の整備と企業誘致用地を位置付けており、早期の事業化が求められている。
- 2 水深14mの岸壁及び泊地は平成25年度に完成しているが、航路については現在も整備半ばで船舶の大型化に対応した水深が十分確保されておらず、船舶は積荷を軽減するなどの非効率な輸送を強いられており、早期の水深確保が求められている。



ゼロカーボン社会の実現

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、環境省】

- 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の十分な予算確保・柔軟に活用できる制度運用
- 2 脱炭素化推進事業債の事業期間の延長及び要件緩和
- 3 脱炭素先行地域の幅広い選定及び脱炭素先行地域の創出を目指す市町村等に対する国の技術的支援の継続
- 4 地域内のエネルギー循環の中核となるエネルギー回収施設等に対する支援の継続強化等
- 5 ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及及びカーボンニュートラル燃料の普及に向けた環境整備等

【提案・要望の内容】

- 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業等）（以下、交付金）については、脱炭素に意欲的な地方公共団体等の取組みが国で認められた計画どおりに実施できるよう、各年度実施に必要な予算を継続的に確保していただきたい。
また事業実施については、地方公共団体において、地域の実情やニーズ等を踏まえ柔軟な計画運用ができるような取り扱いをお願いしたい。
- 2 脱炭素の取組みは、2050年までにカーボンニュートラルを実現するまで、国際的課題として取り組む必要があり、令和7年度までとなっている「脱炭素化推進事業債」の事業期間を延長し、継続的な財政支援をお願いしたい。また、効果の第三者認証の簡素化など、すべての施設での脱炭素化の取組みが加速しやすいよう要件の緩和をお願いしたい。
- 3 脱炭素先行地域については、各地域の実情を踏まえ、脱炭素に意欲的な市町村等を幅広く選定いただきたい。また、市町村等の負担軽減に向けて、選定された先行地域の事例等を地方と共有するとともに、選定で得られた知見等をもとに、国の技術的支援を継続していただきたい。
- 4 廃棄物の焼却時に高効率で熱回収を行い、発電やエネルギー供給を行う施設は、脱炭素に資することに加え、地域のエネルギー循環の中核になり得るものであり、国の支援の継続・強化等をお願いしたい。
- 5 廃食油を精製してつくられる高純度バイオディーゼル等のカーボンニュートラルな燃料の更なる利活用に向けた環境整備について後押しするなど、ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及について、国による積極的な取組み・支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 県の率先行動として県有施設の脱炭素化を加速し、取組みを市町村等へ横展開するため、重点対策加速化交付金の事業計画（令和5～10年度）を申請した。環境省から事業計画全体は認められ、本年度は所要額の内示をいただいたが、事業期間の交付金総額は20億円の交付限度額に対

し7億円に大幅に減額されている。他の財源の活用も検討したが、当該交付金でなければ事業実施が困難な取組みもあるため、後年度においても、認められた事業計画の実施に必要な交付金の確保が必要である。

ゼロカーボン社会の実現には、省エネルギーや化石燃料から電力等へのエネルギーシフトも重要である。地域の実情やニーズに応じた様々な課題解決が必要であり、事業実施においては地域や地方自治体の判断により柔軟に交付金を活用できる制度運用が必要である。

2 脱炭素の取組みは、2030年、2050年をターゲットに、国際的課題として取り組む必要がある。また、改修が必要な既存施設は多く、さらに施設を運用しながらの改修となり、計画策定等にも時間を要するため、令和7年度までとなっている事業期間をぜひ延長していただきたい。

脱炭素化推進事業債における「省エネルギー改修事業」のうち、公共施設等を省エネルギー基準に適合させるための空調などの設備改修事業については、第三者認証を受けることが要件となっている。第三者認証等を得るには空調等の設備だけでなく建築物全体での省エネ性能に関する評価が必要となるが、昭和、平成初期に建設された建物については、評価に必要な建設時の設計書等が残っておらず、さらに、段階的に改修が行われていることから、改修前後の評価が難しいという実態がある。このため、第三者認証などの要件を緩和し、設備の脱化石燃料化等により確実に一定程度以上のCO₂排出削減効果が見込める取組み（※）について、起債の対象とされるようお願いしたい。

※九州電力管内は電力排出係数が他地域よりも低いため、灯油やガスなどの化石燃料から電気にエネルギーシフト（電化）した際のCO₂削減効果が大きく、電気式への更新だけで十分な削減効果が期待できる。一方で、電気式への更新は、単純な化石燃料設備への更新に比べ、受変電設備や既存施設の改修等が必要で割高となるため、脱炭素化推進事業債の対象とするなどの財政支援が必要である。

【1・2参考】本県（九州電力管内）で化石燃料使用の空調を電化した場合のCO₂削減効果

・灯油式→電気式 ▲60～▲80%程度 ・ガス式→電気式 ▲40～▲60%程度
<2021年度排出係数> 九州電力 0.296 全国平均：0.434

3 本県では、現在、県内26市町村が2050年ゼロカーボン宣言を行っており、こうした市町村の意向を十分に踏まえ、脱炭素先行地域の選定を幅広く行っていただく必要がある。また、市町村の職員は多くの業務を兼務しており、脱炭素の取組みに関する専門的な知見やマンパワー等が不足しているなど、脱炭素先行地域の創出に係る市町村の負担の最小化が必要である。

4 廃棄物の焼却時に高効率で熱回収を行い、発電やエネルギー循環を行う施設に対する国の補助は、市町村の施設であれば、いわゆる循環交付金の対象となるが、民営の場合、PFI等の場合を除き同交付金の対象とならない。現在は「廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業」は対象であるが、事業実施期間が令和2年度から6年度までに限られており、大規模施設の整備には、当該事業の延伸・事業費拡充等が必要である。

5 高純度バイオディーゼル燃料（BDF）は、電化等が困難な建設現場の重機等の軽油の代替燃料として活用されており、CO₂削減に大きく貢献している。今後の利活用の拡大に向けては、揮発油等の品質の確保等に関する法律で規格が定められ品質が保証されている「B5（軽油にBDFを5%混合したもの）」に加え、「B30」「B100」など、よりBDFの割合が多く、CO₂削減効果の高い燃料の普及に向けた環境整備等についても国による後押しが必要である。

水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 チッソ金融支援に係る所要の措置
- 2 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加への適切な対応
- 3 認定審査において、申請者の迅速な保護と負担軽減等を図るため、認定業務を迅速かつ適切に進めるための方策の構築
- 4 水俣病発生地域の医療・福祉の充実等のために必要な予算額の確保
- 5 「第七次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業の実施に必要な予算の確保
- 6 「環境調査研修所」の研修の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 チッソ株式会社に対する金融支援として、これまでに発行した県債の償還や、県が支払猶予等を行う場合に、県財政に支障をきたさぬよう、引き続き閣議了解に基づいた所要の措置を講じていただきたい。
- 2 救済措置に係る熊本県の財政負担に今後も対応いただくとともに、関係市町の国民健康保険財政の負担増について、国の特別調整交付金等での適切な対応を図っていただきたい。
- 3 申請者の迅速な保護と負担軽減等を図るため、認定審査業務を迅速かつ適切に進めるための方策を講じていただきたい。
- 4 水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も必要となる予算額の確保を講じていただきたい。
- 5 昭和53年（1978年）6月の閣議了解に基づく、「第七次水俣・芦北地域振興計画令和5年度（2023年度）実施計画」に掲げる事業について、予算を確実に確保するとともに、引き続き財源措置を講じていただきたい。
- 6 更なる地域の発展と研修効果の充実のため、「環境調査研修所」の研修の拡充を実施していただきたい。

【現状・課題】

- 1 チッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高は以下のとおり。

●熊本県のチッソ県債未償還残高（元利合計） R5.3.31現在（単位：億円）

	患者県債	H7一時金県債	H22一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	29.2	7.4	60.6	63.9	161.1

なお、チッソ株式会社は、ここ数年厳しい経営状況に陥っており、令和3年3月に業績改善計画を公表。同社からの要望を受け、県は、同計画期間内（令和3～6年度）において、平成7年政治解決一時金貸付の支払いを猶予している。

2 平成7年の救済措置対象者は7,992人、水俣病特措法救済措置対象者は37,613人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

関係市町の一人当たりの医療費（単位：円）

市 町 名	令和3年度
水 俣 市	594,572(2)
芦 北 町	668,980(1)
津 奈 木 町	533,032(3)
天 草 市	494,654(8)
上 天 草 市	506,846(7)
県内市町村平均	445,050

※（ ）内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

3 被害にあわれた方の迅速な救済に向け、平成28年度（2016年度）以降1,484件の審査を行った。令和4年度（2022年度）末時点の認定申請者は380人となっており、申請者の迅速な保護と負担軽減等を図るため、認定審査業務を迅速かつ適切に進めていく必要がある。

水俣病認定申請数（各年度末）

（単位：人）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1,264	1,146	890	632	419	359	369	380

4 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更には地域振興等のために、継続的な予算額の確保が必要である。

特に胎児性・小児性水俣病患者の方々の安心した日常生活及び社会参加の促進のため、個々のニーズに応じた支援の更なる充実が必要である。

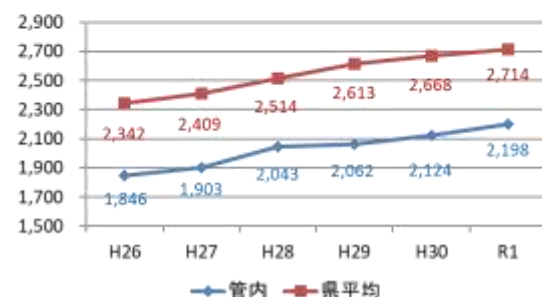
5 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たりの市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、引き続き「第七次水俣・芦北地域振興計画令和5年度（2023年度）実施計画」に掲げる事業について国の財源措置が必要である。

〔水俣・芦北地域〕R4年10月1日時点高齢化率：県内最高の44.2% R1年度一人当たり市町村民所得：2,198千円

1人当たりの市町村民所得 単位：千円

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1
管内	1,846	1,903	2,043	2,062	2,124	2,198
県平均	2,342	2,409	2,514	2,613	2,668	2,714

※各年度の数値は当初公表時の推計方法に基づく。



（出典：令和元年度市町村民経済計算）

6 平成28年（2016年）3月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、本県が提案していた「環境調査研修所」の水俣市への研修機能の一部移転が決定された。この決定により、平成28年度（2016年度）から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されている。

有明海・八代海等の再生

【農林水産省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 有明海・八代海等の再生に係る具体的な目標・再生手順の提示、必要な事業・調査等の予算確保、国が主体となった抜本的な底質改善対策の実施及び新たな事業創設等による十分な財源確保
- 2 有明海における国と沿岸4県協調による調査・実証事業等の継続・拡充及び国が主体となった大規模な海底耕うん等の実証事業の実施
- 3 八代海湾奥部をはじめとした八代海における調査の充実・強化
- 4 漂着物、漂流物及び海底ごみの回収・処理等の予算確保、補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減及び大雨等により漁場に堆積した土砂撤去等の底質環境改善対策の予算確保
- 5 閉鎖性海域へのプラスチックごみ排出抑制・回収強化、マイクロプラスチック調査実施
- 6 特定外来生物スパルティナ属の防除に必要な予算確保

【提案・要望の内容】

- 1 本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法としての効果はあるものの永続的ではないため、関係省庁連携のうえ、国が主体となって泥土堆積や底質悪化のメカニズムを解明のうえ、底質環境改善の抜本的対策を実施していただきたい。
また、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に示された再生方策の「河川からの土砂流入量の把握、適切な土砂管理、ダム堆砂及び河道掘削土砂の海域への還元の検討等」について着実に推進し、森里川海のつながりを活かし、流域全体を再生していただきたい。
- 2 有明海について、国と有明海沿岸4県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組みにより実施した調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を行っていただきたい。
- 3 八代海は有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足しており、特に地元で土砂堆積による影響を懸念している八代海湾奥部について、干潟の状態や土砂堆積による将来的な影響等の調査を実施していただきたい。
- 4 河川を介して流入する流木等の漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化を招くため、引き続き回収・処理に係る予算の確保及び補助率の嵩上げ等により地元負担を軽減いただくとともに、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。また、近年頻発している豪雨災害に伴い、漁場への土砂の流入、堆積による底質環境の悪化が深刻化しており、迅速な対応が必要であることから、底質環境改善対策に係る予算を確保していただきたい。
- 5 海洋プラスチックごみ問題について、閉鎖性海域である有明海・八代海等の海域環境の保全のため、陸域での発生抑制及び海域への流出を防止する対策をお願いしたい。また、海域におけるマイクロプラスチックの更なる実態解明に向け、有明海・八代海等での調査を実施していただきたい。

- 6 海岸近くの河口域に生育する特定外来生物スパルティナ属は繁殖力が強いいため、短期間で防除するために必要な予算の確保とともに、防除後の再発箇所への対応など継続的な活用を可能とする特定外来生物防除等対策事業の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 有明海・八代海等の再生に向けて、国や関係県と連携しながら総合的な対策に取り組んでいるが、漁業生産は不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。
再生への取組みを効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順について関係者間で認識を共有し、具体的な施策を進めるためのスキームを整えることが必要である。本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されており、抜本的な底質改善対策の実施が急務である。
- 2 4県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されるべき重要な取組みであり、継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模に事業を展開することで、再生への動きを加速化する必要がある。
- 3 八代海は、有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足しているため、調査を充実・強化する必要がある。特に八代海湾奥部の地元には、土砂堆積による環境悪化や災害等に対する不安があり、干潟の状態や土砂堆積による将来的な影響等の調査が必要である。
- 4 漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化の原因や漁具の破損や船舶航行の妨げになるなどの弊害をもたらしている。国において漁業者等による回収処理に支援いただいているが、漁業者等の活動には限界があるため、予算確保と合わせて国主導による大規模な回収処理が必要である。さらに、海岸漂着物の回収処理に支援いただいている災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業についても補助率の嵩上げ等により地元負担の軽減が必要である。
また、近年、頻発している豪雨災害により漁場に土砂が大量に流入し底質環境の悪化が深刻になっている。今後も大雨等による漁場への土砂流入が危惧されるため、土砂除去等による底質環境改善に速やかに着手するための予算確保が必要である。
- 5 有明海・八代海に流れ込んだプラスチックごみの多くが外洋に出ず、海域内を回遊しながら漂着するため、ごみを排出した自治体と回収する自治体が異なる状況である。また、一度河川に流出したごみを海洋で回収するには非常に大きなエネルギーが必要となる。そのため、陸域や水路・河川での回収、さらには海洋へ排出されない仕組みづくりが必要である。
また、同海域を回遊する過程で劣化が進み、マイクロプラスチックとなって蓄積することも懸念されることから、経年変化の確認や実態解明に向けて、マイクロプラスチックの調査・分析が必要である。
- 6 スパルティナ属は、国内では愛知県、山口県及び熊本県のみで生育が確認されている。本県では平成23年に確認された後、これまでの防除により現在大規模な群落が存在する河川はないものの、防除後も散発的再発生への対応や状況確認が必要であり、継続的な対応を行うための予算確保が必要である。

国立公園への誘客の推進に関する対策等への支援

【環境省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇くじゅう国立公園への誘客の推進に向けた取組みに必要な予算額の確保及び関連する直轄事業の実施
- 2 雲仙天草国立公園における誘客推進のための自然公園等の整備に必要な予算額の確保

【提案・要望の内容】

- 1 国立公園満喫プロジェクトの取組みを進めている国立公園においては、阿蘇の雄大な景観を代表する草千里をはじめとした草原景観の維持・再生や、各拠点におけるインフラの整備など、誘客の推進に向けた取組みに必要な予算額の確保及び直轄事業の実施をお願いしたい。
- 2 令和3年度より新たに国立公園満喫プロジェクトの対象となった、国立公園における自然公園施設の整備など、誘客の推進に向けた取組みに必要な予算額の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 阿蘇くじゅう国立公園においては、国立公園満喫プロジェクトの取組みを進める8公園に選定され、先行的に取り組んできたところであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用者数の減少も回復途上にあることから、今後も各拠点のインフラ整備など誘客の推進に取り組む必要がある。
- 2 雲仙・天草国立公園における自然公園施設の整備など、国立公園への誘客を推進するための対策に取り組む必要がある。

「持続可能な社会の実現」に向けた市町村における廃棄物処理への支援

提案・要望事項

【総務省、経済産業省、環境省】

- 1 プラスチックの資源循環等の促進に向けた予算の確保及び市町村への財政支援
- 2 廃焼却施設の解体費用に対する支援の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 2022年4月1日から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)に基づく取組みが進むよう、十分な予算確保をお願いしたい。特に、市町村が新たに分別収集等に取り組むことで生じる負担の最小化に向け、地域の実情を踏まえた必要な財政支援をお願いしたい。
- 2 市町村におけるごみ焼却施設の集約化の取組みを鈍化させることが無いよう、集約に関連する全ての既存施設の解体費用について、循環型社会形成推進交付金の対象としていただきたい。

【現状・課題】

- 1 プラスチック製品廃棄物の排出を抑制し、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び資源化を円滑に進めるには、プラスチック資源循環促進法に基づく、事業者、消費者、自治体の取組みを後押しするための十分な予算確保が必要である。現在、市町村に対しては処理量に応じて特別交付税措置を講ずることとされている。しかしながら、特に人口密度が低い市町村は収集運搬費用等の負担が大きく、プラスチック製品の分別収集・再商品化が円滑に進まないため、地域の実情を踏まえた財政支援が必要である。

容器包装プラスチック（1品目以上）の分別収集実施	40市町村／県内45市町村
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集実施	10市町村／県内45市町村

(R5.4現在)

- 2 一般廃棄物処理施設は、廃棄物の再資源化や適正処理を推進し、循環型社会の形成を図る上で必要不可欠なものであるが、その整備には多額の費用を要することから、市町村は、国において設けられた循環型社会形成推進交付金制度を活用して整備を進めているところ。
現在、県内における複数の市町村で、ごみ処理の広域化に伴い、焼却施設（廃焼却施設という。）の解体が見込まれるが、同交付金制度では、複数の焼却施設を集約する場合、解体費用の交付対象は、新たな焼却施設と関連性・連続性があるもので、対象となる施設数も新たな焼却施設数と同数以下までとされている。
そのため、市町村がごみ処理の広域化に向け焼却施設の集約に取り組んでいるにもかかわらず、廃焼却施設の解体費用が交付対象とならない場合があり、自治体間の調整や財政負担に苦慮する事例が発生している。このため、集約に関連する全ての廃焼却施設の解体費用を交付対象とする等の措置が必要である。

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進

【経済産業省、環境省】

提案・要望事項

- 1 「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外への情報発信の実施
- 2 「水銀フリー社会」の実現に向けて取り組む地方公共団体への財政的支援

【提案・要望の内容】

- 1 水銀削減の必要性の理解促進、水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進及び水銀含有製品の適正処理の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外に情報発信を行っていただきたい。
- 2 「水銀フリー社会」の実現に向けて取り組む地方公共団体の動きが加速化するように、財政的支援をお願いしたい。

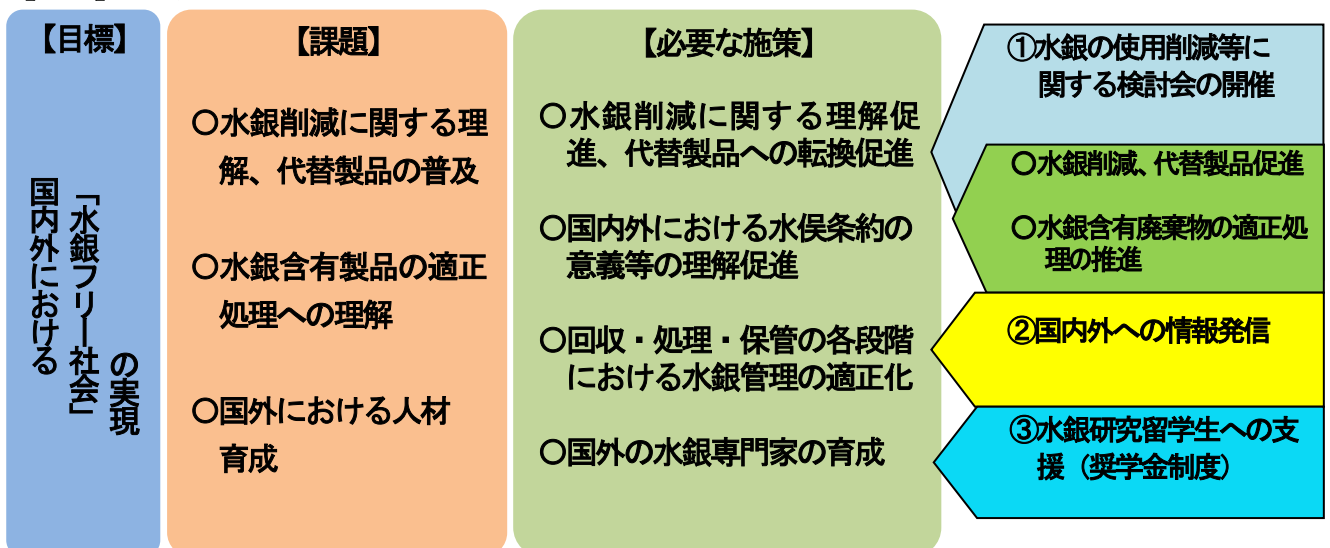
【現状・課題】

水俣病を経験した熊本県は、平成 25 年 10 月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、水銀を使用しない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行い、「水銀フリー社会」の実現に向けて検討会を開催し、情報発信や専門家の育成等に積極的に取り組んでいる。

- 1 国内外における「水銀フリー社会」の実現を効果的かつ強力に推進するためには、水銀削減の必要性の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、国内外に向けた情報発信を行う必要があり、国による積極的な取組みが不可欠である。
- 2 さらに、水銀含有廃棄物の回収、国内外への情報発信など、「水銀フリー社会」実現に向け、先導的に事業に取り組む地方公共団体への財政的支援をお願いしたい。

【参考】水銀フリーに関する取組み等

【熊本県の取組み】



治安基盤の整備充実

提案・要望事項

【警察庁、総務省】

警察官の増員による人的基盤の充実

【提案・要望の内容】

本県警察の警察官の増員をお願いしたい。

【現状・課題】

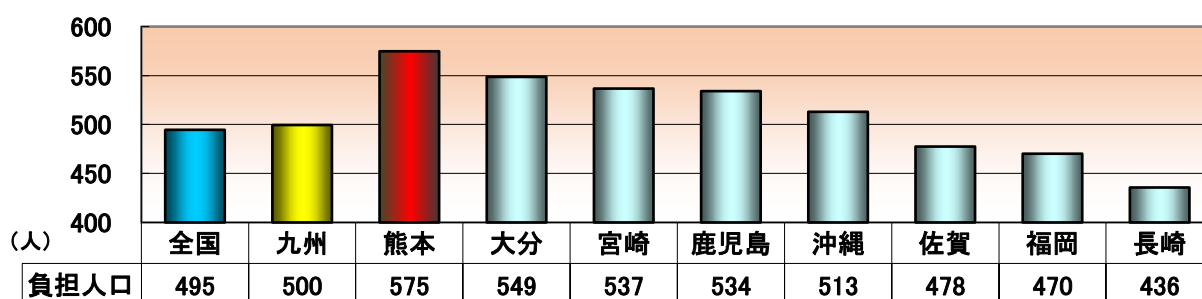
本県の人口は、令和5年4月1日現在で、九州で2番目に多く、また、本県は、九州に存在する3つの政令指定都市（福岡市・北九州市・熊本市）のうちの1つを有するなど、九州において重要な位置付けにあるが、その重要な位置付けにもかかわらず、本県警察の警察官（地方警務官を除く。以下同じ。）一人当たりの負担人口が九州で最も多い状態は20年以上続いており、平成30年以降、本県警察の警察官の増員は行われていない。

本県警察では、このように限られた人員で警察力を十分に発揮できるよう、これまで、業務の合理化・効率化に取り組んできたところであり、現在も、「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」等に基づき、部門を超えたリソースの重点化、能率的でメリハリのある組織運営、先端技術の活用等による警察活動の高度化、働きやすい職場環境の形成等に取り組んでいる。

しかしながら、本県では、台湾積体回路製造（TSMC）の進出を契機とした半導体関連企業の集積に伴う社会情勢の変化（外国人定住者の増加、国内外からの交流人口の増加、交通渋滞の発生等）といった新たな課題が発生しており、これらの課題に適切に対応するために必要な体制を新たに構築していく必要がある。

そこで、本県の重要な位置付けに応じた体制の確保、新たな治安課題に対して適切に対応するための体制の確保等といった観点から、本県警察において行っている「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」等に基づく取組に併行し、国においても本県警察官の増員をお願いしたい。

[九州各県の警察官一人当たりの負担人口]



※ 負担人口については、外国人住民を含む県内人口を、警察官政令定数（地方警務官除く。）で除したもの